

SAN TEN

# 山 巔

平成31年・令和元年の山岳遭難防止活動



富山県山岳遭難対策協議会



## 目 次

1	はじめに	1
2	立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込状況	1
3	平成元年以降の山岳遭難発生状況	2
4	令和元年中における山岳遭難発生状況	3
	(1) 月別発生状況	3
	(2) 山域別遭難者数	3
	(3) 警察署別発生状況	4
	(4) 場所別遭難者数	4
	(5) 態様別遭難者数	5
	(6) 年齢・男女別遭難者数	5
	(7) 目的別遭難者数	6
	(8) 居住地別遭難者数	6
	(9) 職業別遭難者数	7
	(10) 登山届提出状況	7
	(11) 遭難者の山岳会等所属別状況	7
	(12) 遭難者のパーティー別状況	7
5	救助隊の月別出動状況	8
6	ヘリコプターの出動状況	9
7	山岳情報の利用状況	10
8	山岳診療所の開設状況	10
9	富山県登山届出条例に基づく登山届について	11
	(1) 過去20年間の届出状況	12
	(2) 平成30年度(平成30年12月1日～令和元年5月15日)届出状況	13
	① 団体別・年齢別・男女別	13
	② 居住地別	13
	③ 構成人数別	14
	④ 登山日数別	14
	⑤ 登山コース別	15
	⑥ 勧告状況	16
	(3) 富山県登山届出条例等	17
	① 富山県登山届出条例	17
	② 富山県登山届出条例施行規則	19
	③ 勧告の基準	19
	④ 危険地区及び特別危険地区	20
	⑤ 登山届様式	21
10	立山室堂地区における山岳スキー等の遭難防止対策について	25
	(1) 富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱	26
	(2) 入山届様式	29
11	遭難防止対策等推進状況	31
12	富山県山岳遭難救助組織概念図	35
13	富山県山岳遭難対策協議会役員名簿	36
14	富山県登山指導員名簿	37

# 1 はじめに

平成 31 年・令和元年(以下「令和元年」という。)の立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込数は、前年から約 10 万 4,000 人減少し、約 121 万 3,000 人であった。

一方、富山県内における山岳遭難は、遭難件数 147 件(前年対比+24 件)、遭難者数 157 人(前年対比+26 人)で、遭難件数、遭難者数とも前年より大幅に増加した。

遭難件数にあつては過去最高となり、遭難者数にあつては平成 20 年に次ぐ過去 2 番目に多い人数になった。

遭難者の内訳では、40 歳以上の中高年者が 125 人と全体の約 8 割(79.6%)を占めている。

富山県山岳遭難対策協議会では、山岳遭難を未然に防止するため、防止対策部(富山県生活環境文化部自然保護課)、防止指導部(富山県教育委員会保健体育課)及び救助部(富山県警察本部地域部山岳安全課)がそれぞれ関係機関と密接に連携し、遭難防止広報や登山者に対する現地指導等の遭難防止対策を積極的に推進するとともに、県内各方面遭難対策協議会救助隊員が山岳警備隊、県警察へり、県消防防災へり等と連携し、空陸一体となった迅速な救助活動に努めている。

本資料は、令和元年の山岳遭難発生状況、救助活動、遭難防止活動等を取りまとめたものであり、今後の山岳遭難防止の一助になれば幸いである。

## <山岳遭難発生状況>

	遭難件数	遭難者数	遭難者数			
			死 亡	行方不明	負 傷	無事救出
令和元年	147	157(29)	19(4)	3	81(1)	54(24)
平成 30 年	123	131(18)	5	2	76	48(18)
増 減	+24	+26(+11)	+14(+4)	+1	+5(+1)	+6(+6)

( )は病人で内数

## 2 過去 5 年間の立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込状況

立山黒部アルペンルートの入込人数は約 88 万 3,000 人で前年に比べ約 9 万 8,000 人減少した。お盆期間の台風 10 号や紅葉期の台風 19 号上陸、またそれによる北陸新幹線の一部区間不通などが減少の要因とみられる。一方、黒部峡谷鉄道は約 33 万 0,000 人で前年に比べ約 6,000 人減少した。

	立山黒部 アルペン ルート	前年比		黒部峡谷 鉄 道	前年比		合 計	前年比	
		増 減 数	増 減 率		増 減 数	増 減 率		増 減 数	増 減 率
R元年	883,000	-98,000	-10.0%	330,000	-6,000	-1.8%	1,213,000	-104,000	-7.9%
H30年	981,000	52,000	5.6%	336,000	-3,000	-0.9%	1,317,000	49,000	3.9%
H29年	929,000	7,000	0.8%	339,000	-14,000	-4.0%	1,268,000	-7,000	-0.5%
H28年	922,000	-75,000	-7.5%	353,000	-49,000	-12.2%	1,275,000	-124,000	-8.9%
H27年	997,000	88,000	9.7%	402,000	60,000	17.5%	1,399,000	148,000	11.8%
H26年	909,000	-49,000	-5.1%	342,000	-9,000	-2.6%	1,251,000	-58,000	-4.4%

※ 立山黒部貫光株式会社及び黒部峡谷鉄道株式会社資料より

### 3 平成元年以降の山岳遭難発生状況

年別の発生件数は令和元年が147件と最も多く、次いで平成27年が136件、平成20年と平成26年の133件の順に多い。

遭難者数は平成20年が159人と最も多く、次いで平成25年と令和元年の157人の順に多い。

	発生件数	遭難者数	死者	行方不明者	負傷者	無事救出	中高年遭難者数	構成率
平成元年	77	101	17	0	49	35	40	39.6%
平成2年	70	84	6	1	40	37	32	38.1%
平成3年	77	93	9	2	45	37	41	44.1%
平成4年	69	82	11	1	38	32	41	50.0%
平成5年	79	85	15	3	40	27	42	49.4%
平成6年	95	107	14	0	56	37	63	58.9%
平成7年	66	69	4	0	43	22	44	63.8%
平成8年	93	105	8	2	58	37	56	53.3%
平成9年	69	79	10	4	44	21	49	62.0%
平成10年	76	86	9	4	40	33	56	65.1%
平成11年	102	110	15	0	59	36	72	65.5%
平成12年	99	113	16	0	61	36	78	69.0%
平成13年	105	128	12	2	60	54	83	64.8%
平成14年	118	135	8	0	71	56	81	60.0%
平成15年	102	111	12	0	53	46	89	80.2%
平成16年	91	96	11	2	58	25	75	78.1%
平成17年	107	115	10	0	61	44	87	75.7%
平成18年	113	119	11	2	60	46	82	68.9%
平成19年	117	138	13	1	67	57	107	77.5%
平成20年	133	159	16	2	61	80	128	80.5%
平成21年	122	131	17	2	60	52	98	74.8%
平成22年	113	134	12	0	63	59	98	73.1%
平成23年	116	132	18	2	65	47	101	76.5%
平成24年	107	117	14	2	54	47	93	79.5%
平成25年	128	157	26	0	69	62	125	79.6%
平成26年	133	151	18	0	79	54	115	76.2%
平成27年	136	156	14	1	84	57	115	73.7%
平成28年	116	128	9	2	61	56	91	71.1%
平成29年	131	144	16	2	70	56	113	78.5%
平成30年	123	131	5	2	76	48	102	77.9%
令和元年	147	157	19	3	81	54	125	79.6%

※「無事救出」には、病気が要因で救助された遭難者を含む。

## 4 令和元年中における山岳遭難発生状況

### (1) 月別発生状況

月別の発生件数では、8月が51件(34.7%)と最も多く、次いで7月の29件(19.7%)、9月の21件(14.3%)、10月の16件(10.9%)の順であった。

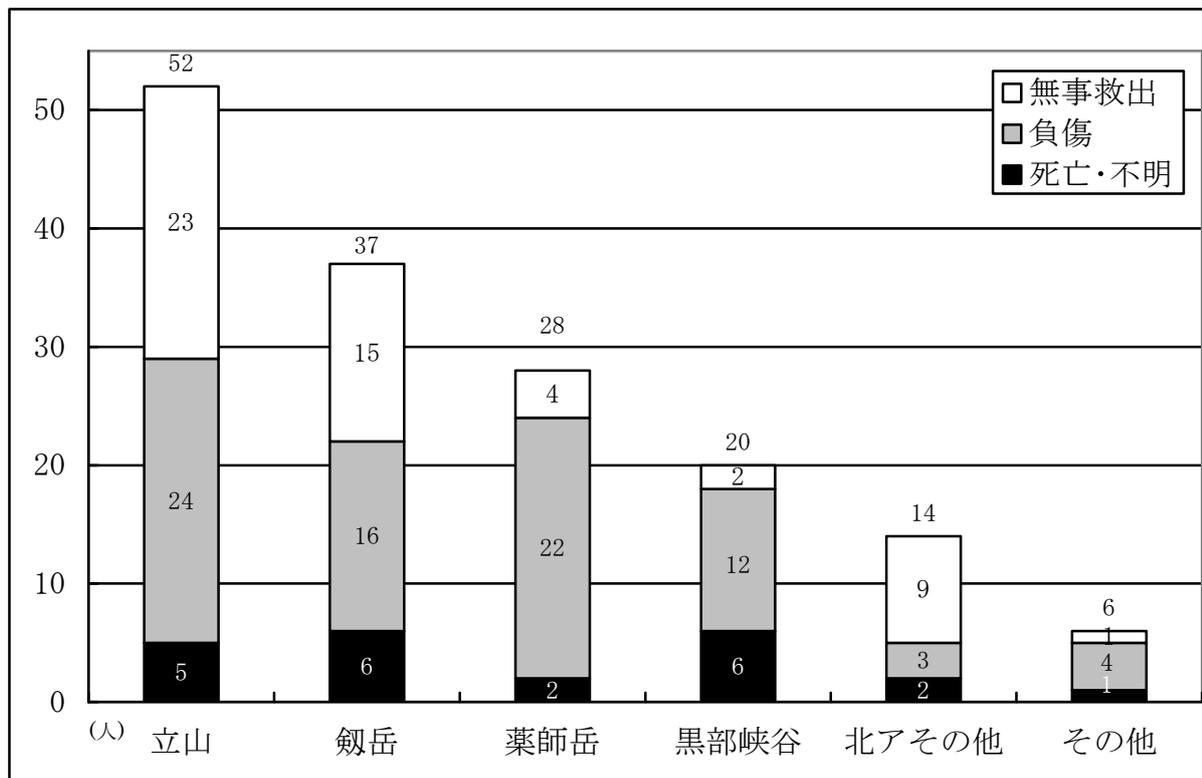
シーズン別では、夏山(7月～8月)が80件(54.4%)、遭難者数84人(53.5%)で最も多く、次いで秋山(9月～11月)が39件(26.5%)、遭難者数39人(24.8%)であった。

	発 件 数	生 数	遭難者数		死者		行 方 不 明	負傷者		無事救出	
				( )		( )			( )		( )
1月	0	0	0	( 0 )	0	( 0 )	0	0	( 0 )	0	( 0 )
2月	0	0	0	( 0 )	0	( 0 )	0	0	( 0 )	0	( 0 )
3月	1	2	2	( 0 )	1	( 0 )	0	0	( 0 )	1	( 0 )
4月	6	6	6	( 3 )	2	( 2 )	0	2	( 0 )	2	( 1 )
5月	14	17	17	( 1 )	2	( 0 )	0	8	( 0 )	7	( 1 )
6月	6	6	6	( 1 )	2	( 1 )	0	3	( 0 )	1	( 0 )
7月	29	33	33	( 4 )	1	( 0 )	1	17	( 0 )	14	( 4 )
8月	51	51	51	( 16 )	3	( 1 )	0	28	( 0 )	20	( 15 )
9月	21	21	21	( 3 )	1	( 0 )	0	13	( 0 )	7	( 3 )
10月	16	16	16	( 1 )	6	( 0 )	1	8	( 1 )	1	( 0 )
11月	2	2	2	( 0 )	1	( 0 )	0	1	( 0 )	0	( 0 )
12月	1	3	3	( 0 )	0	( 0 )	1	1	( 0 )	1	( 0 )
計	147	157	157	( 29 )	19	( 4 )	3	81	( 1 )	54	( 24 )

( ) は病人で内数

### (2) 山域別遭難者数

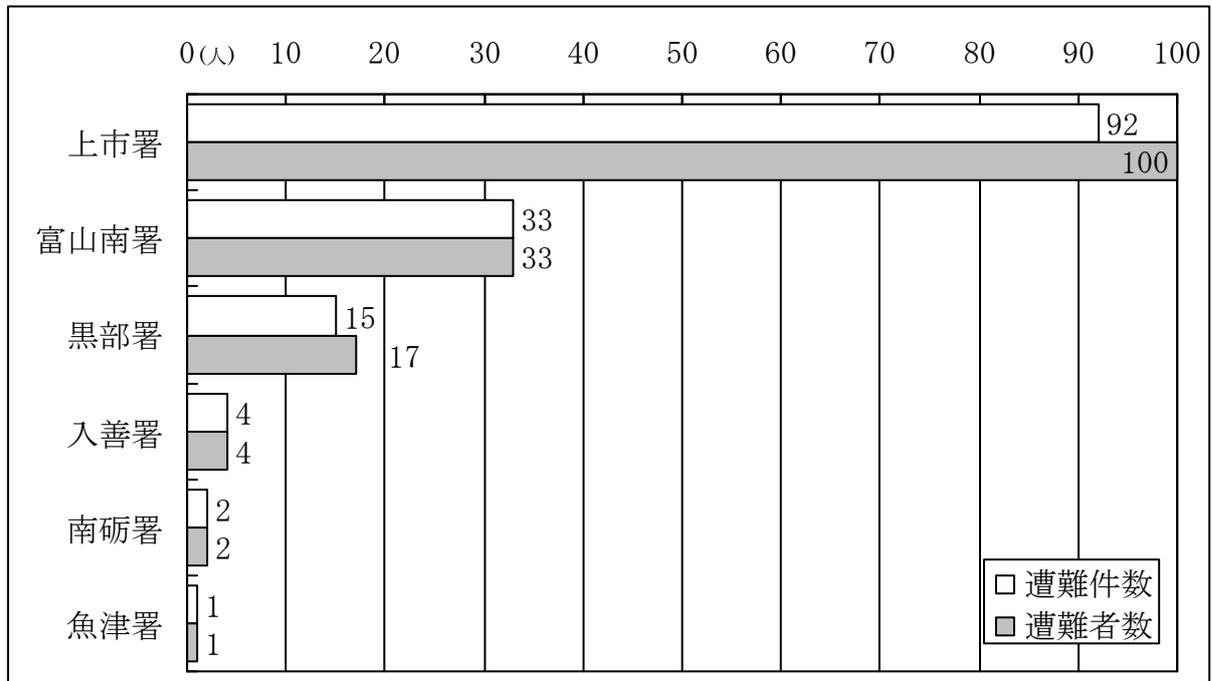
立山及び劔岳方面の遭難者数が89人で、全体の半数以上(56.7%)を占めた。



※「北アその他」は、清水岳、黒部川源流地帯、唐松岳、僧ヶ岳等

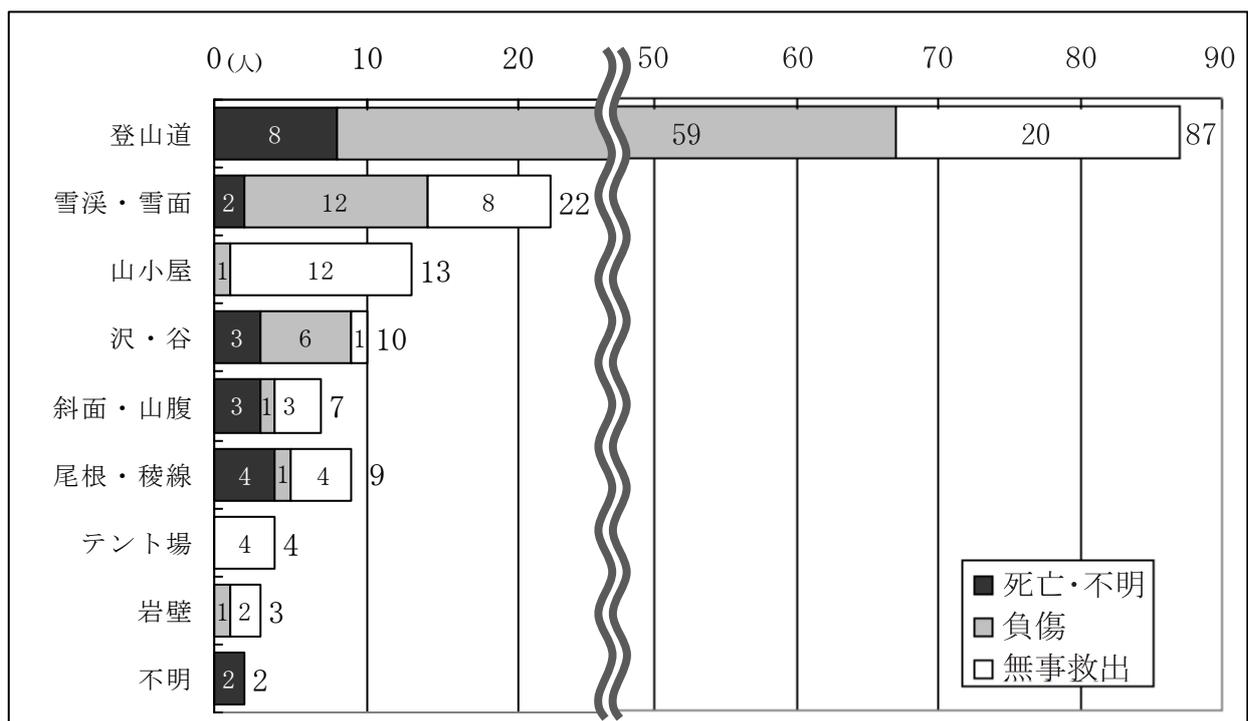
### (3) 警察署別発生状況

立山及び劔岳を管轄する上市警察署が 92 件(62.6%)、100 人(63.7%) で最も多く、次いで薬師岳及び黒部川源流地帯を管轄する富山南警察署が 33 件(22.4%)、33 人(21.0%)であった。



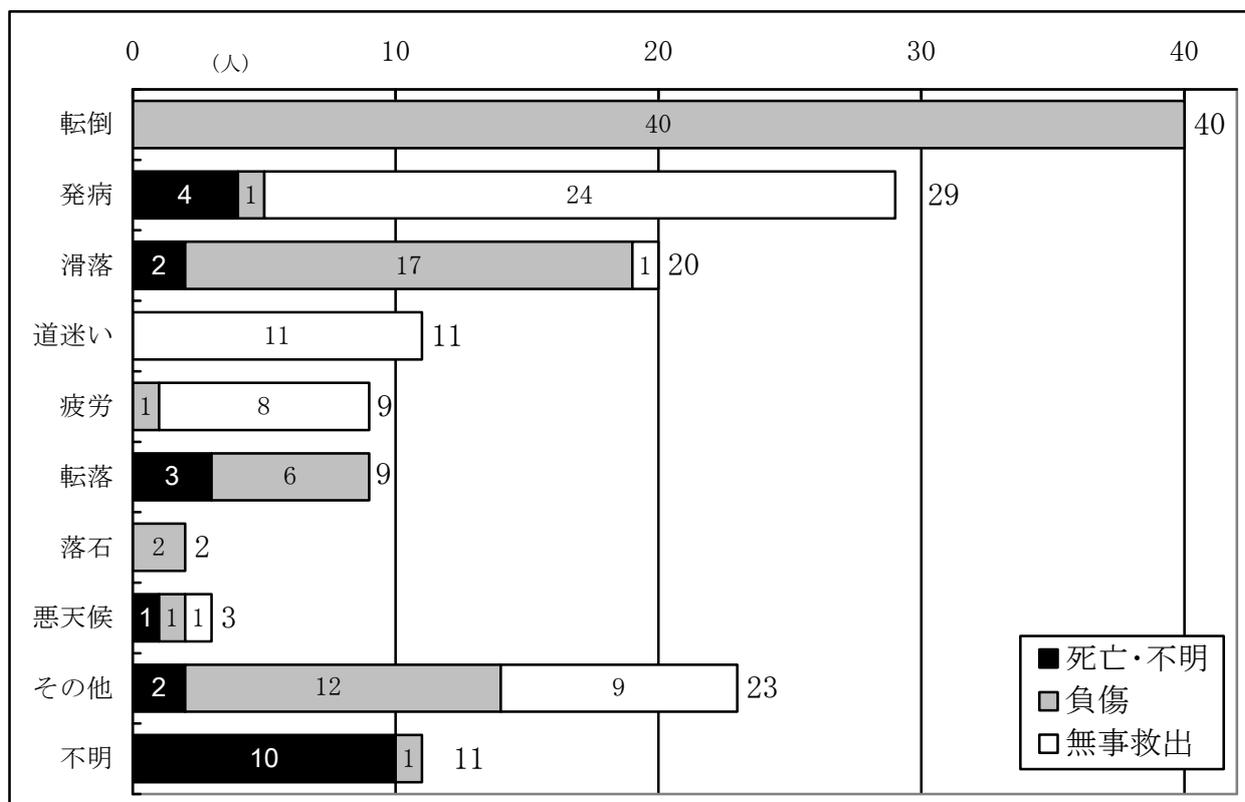
### (4) 場所別遭難者数

登山道が 87 人 (55.4%) と最も多く、次いで雪渓・雪面が 22 人 (14.0%) であった。



### (5) 態様別遭難者数

転倒が40人(25.5%)と最も多く、次いで発病29人(18.5%)、滑落20人(12.7%)、道迷い11人(7.0%)の順であった。



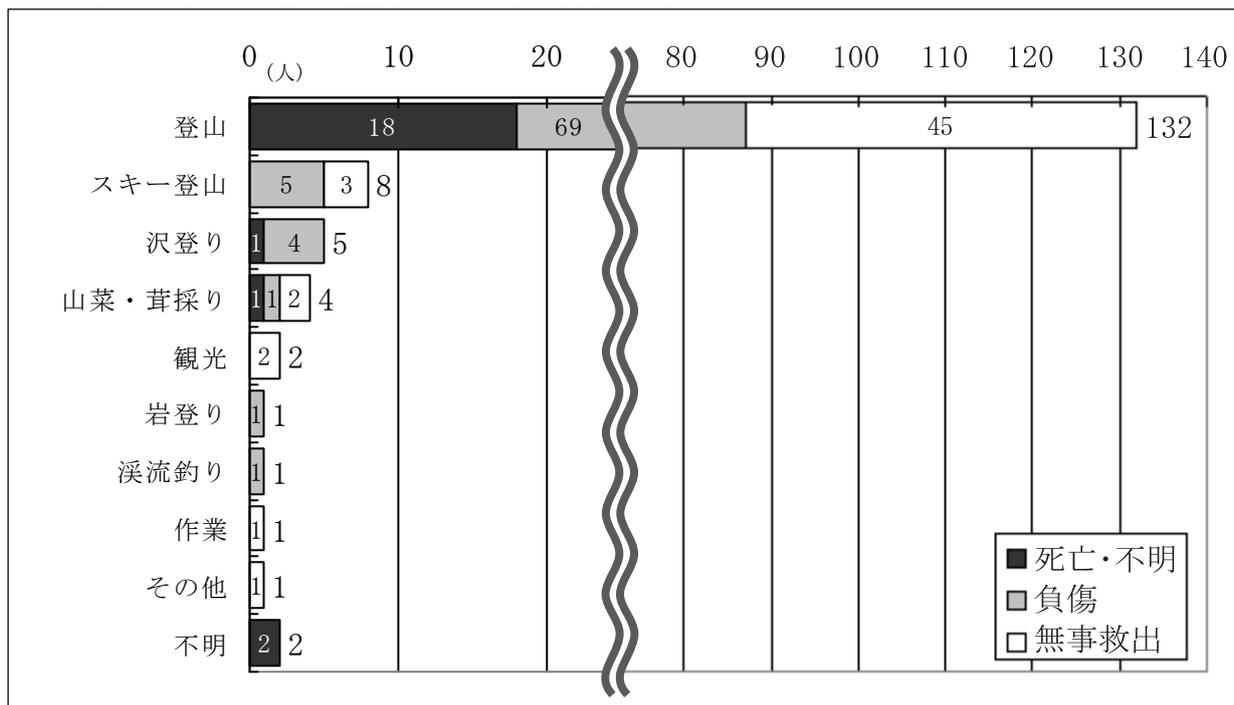
### (6) 年齢・男女別遭難者数

40歳以上の中高年者が125人と全体の79.6%を占めるとともに、60歳以上が75人と全体の47.8%を占めた。

	性別	死亡	行方不明	重傷	軽傷	無事救出	小計	合計	構成率
19歳以下	男性	0	0	0	0	6	6	9	5.7%
	女性	1	0	0	0	2	3		
20歳以上 29歳以下	男性	0	0	5	0	3	8	11	7.0%
	女性	0	0	0	1	2	3		
30歳以上 39歳以下	男性	2	1	3	2	2	10	12	7.6%
	女性	0	0	0	1	1	2		
40歳以上 49歳以下	男性	3	1	6	4	4	18	28	17.8%
	女性	1	0	5	0	4	10		
50歳以上 59歳以下	男性	2	0	5	1	5	13	22	14.0%
	女性	0	0	6	2	1	9		
60歳以上 69歳以下	男性	2	0	7	6	8	23	38	24.2%
	女性	2	0	7	2	4	15		
70歳以上	男性	5	1	6	5	7	24	37	23.6%
	女性	1	0	2	5	5	13		
男性計		14	3	32	18	35	102	102	65.0%
女性計		5	0	20	11	19	55	55	35.0%
合計		19	3	52	29	54	157	157	100.0%

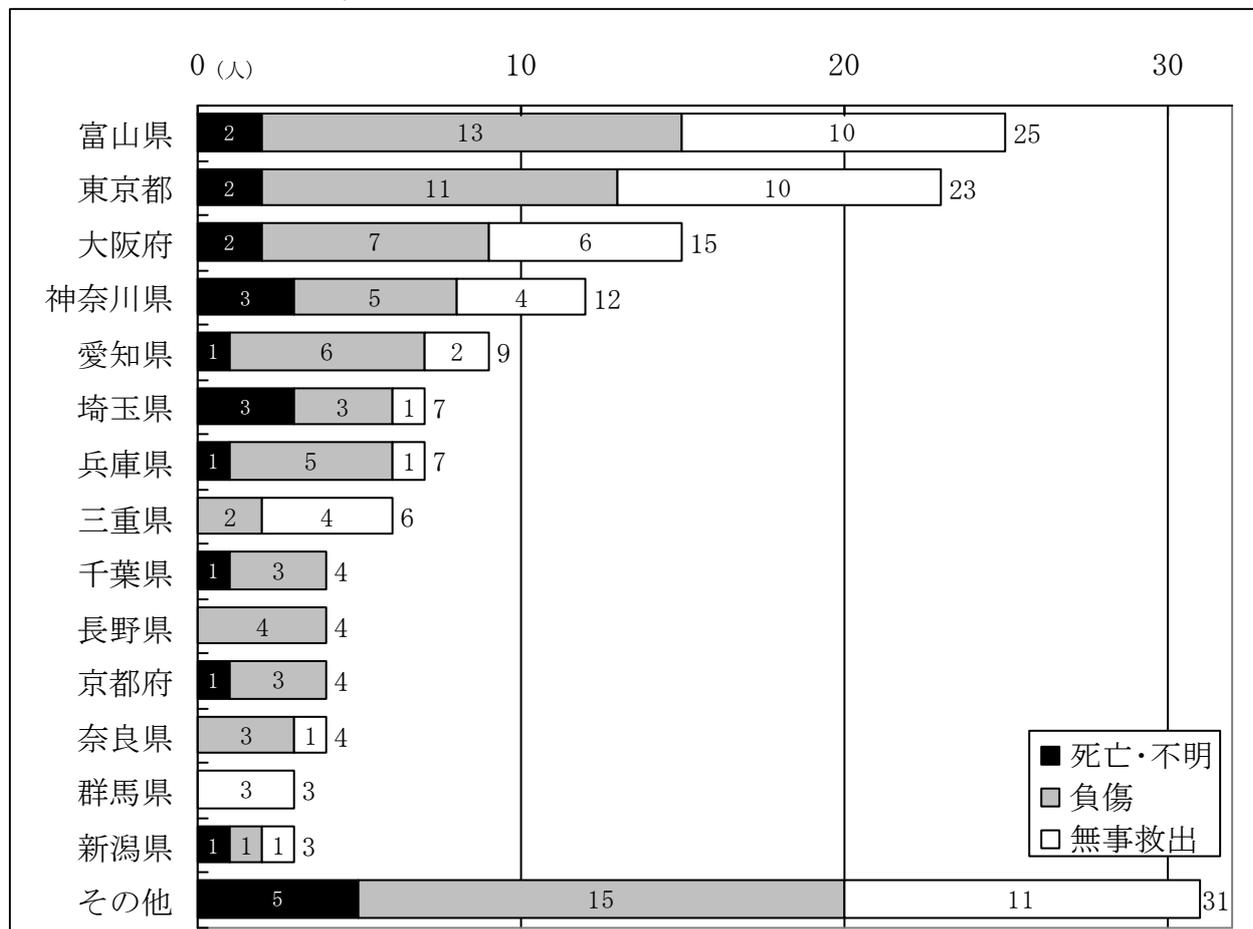
## (7) 目的別遭難者数

登山目的が132人と全体の84.1%を占めた。



## (8) 居住地別遭難者数

富山県が25人(15.9%)と最も多く、次いで東京都の23人(14.6%)、大阪府の15人(9.6%)の順であった。



## (9) 職業別遭難者数

	遭難者数	( 構成率 )	死者	行方不明者	負傷者	無事救出
公務員	7	( 4.5% )	0	0	4	3
教職員	3	( 1.9% )	0	0	0	3
会社員等	57	( 36.3% )	9	1	35	12
団体職員	8	( 5.1% )	0	1	4	3
自営業	7	( 4.5% )	0	0	2	5
医療関係	2	( 1.3% )	0	0	1	1
無職	43	( 27.4% )	7	1	20	15
学生	4	( 2.5% )	0	0	3	1
小中学生	6	( 3.8% )	0	0	0	6
その他	19	( 12.1% )	2	0	12	5
不明	1	( 0.6% )	1	0	0	0
合計	157	( 100.0% )	19	3	81	54

## (10) 登山届提出状況

登山届	遭難者数	( 構成率 )
提出あり	98	( 62.4% )
提出なし	59	( 37.6% )
合計	157	( 100.0% )

## (11) 遭難者の山岳会等所属別状況

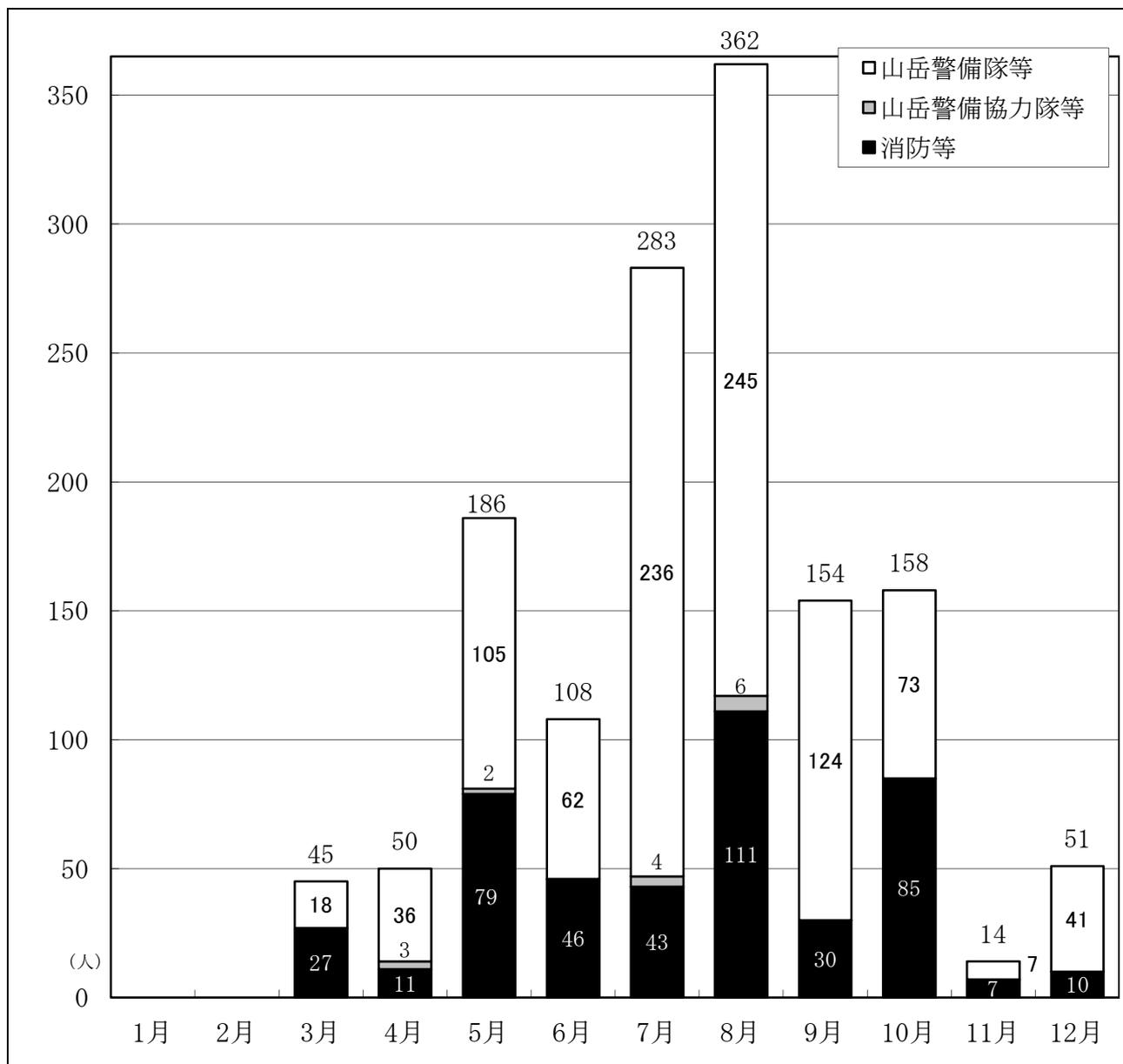
	遭難者数	( 構成率 )	死者	行方不明者	負傷者	無事救出
未組織登山者等	118	( 75.2% )	15	2	62	39
社会人山岳会	22	( 14.0% )	4	1	11	6
その他の団体	6	( 3.8% )	0	0	1	5
大学山岳部	3	( 1.9% )	0	0	2	1
ツアー登山	6	( 3.8% )	0	0	5	1
ガイド登山	2	( 1.3% )	0	0	0	2
合計	157	( 100.0% )	19	3	81	54

## (12) 遭難者のパーティー別状況

	遭難者数	( 構成率 )	死者	行方不明者	負傷者	無事救出
単独	50	( 31.8% )	13	2	26	9
2人	43	( 27.4% )	4	0	22	17
3人	20	( 12.7% )	1	1	8	10
4人	13	( 8.3% )	0	0	8	5
5人	6	( 3.8% )	0	0	3	3
6～9人	14	( 8.9% )	1	0	8	5
10人以上	11	( 7.0% )	0	0	6	5
合計	157	( 100.0% )	19	3	81	54

## 5 救助隊の月別出動状況

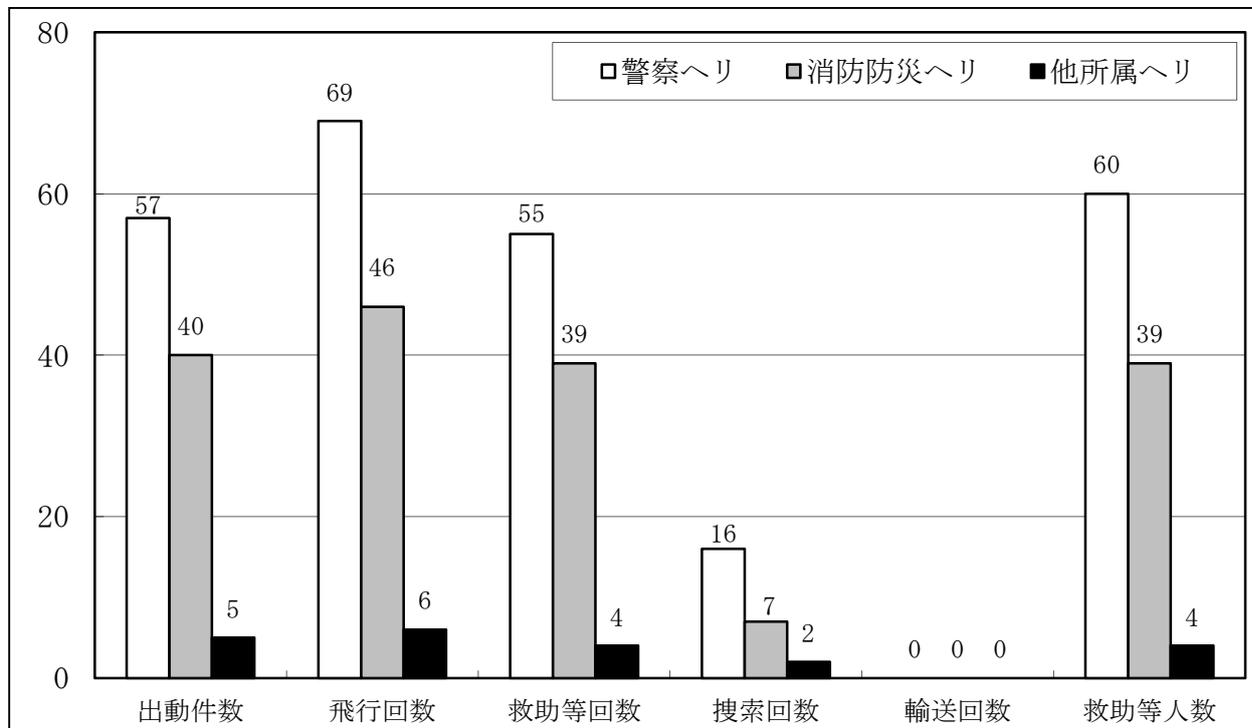
山岳警備隊員を始めとする警察の出動人員は、947人（67.1%）で、前年比58人増加した。消防等の出動人員は、449人（31.8%）で、前年よりも97人増加した。



	延べ出動日数	延べ出動人員	山岳警備隊等	山岳警備	消防等
			警察官	協力隊等	
令和元年	180	1,411	947	15	449
平成30年	153	1,270	889	29	352
増減	+27	+141	+58	-14	+97

## 6 ヘリコプターの出動状況

147 件中 99 件の遭難に出動し、警察ヘリが 69 回、消防防災ヘリが 46 回、他所属ヘリが 6 回飛行し、救助等人数は 103 人であった。



区 分	出動件数	飛行回数	救助等			救助等人数
			救助等	捜 索	輸 送	
警 察 ヘ リ	57	69	55	16	0	60
消 防 防 災 ヘ リ	40	46	39	7	0	39
他 所 属 ヘ リ	5	6	4	2	0	4
計	102※	121	98	25	0	103

※ 出動件数は 99 件だが、内重複して出動した同一の事故が 2 件あり、出動件数の合計は 102 件となっている。

※ その他のヘリ飛行回数は長野県警ヘリ 4 回、福井県防災ヘリ 2 回



富山県警ヘリ「つるぎ」

## 7 山岳情報の利用状況

富山県山岳遭難対策協議会のホームページ「立山室堂山岳スキー情報」において、4、5、11月には毎日気象情報及び雪崩情報を提供した結果、計267,312回の利用があった。

また、富山県警察のホームページでは、山岳情報（春山2回、夏山6回、秋山4回、冬山2回、その他1回）を提供した結果、計72,893回の利用があった。

## 8 山岳診療所の開設状況

山岳地帯における救護活動を行うため、次の診療所が開設された。

名 称	所 在 地	診 療 主 体	開 設 期 間
立山診療所	室堂立山センター内	金沢大学医学部 （十全山岳会） 富山県立中央病院 （夏期のみ）	5月 1日～5月 6日 7月 16日～8月 31日
雷鳥沢診療所	雷鳥沢野営管理所内	金沢大学医学部 （十全山岳会）	7月 20日～8月 25日
劔沢診療所	劔沢野営管理所内	金沢大学医学部 （十全山岳会）	7月 21日～8月 24日
太郎平診療所	太 郎 平 小 屋 内	日本医科大学	7月 20日～8月 20日
三俣診療所	三 俣 山 荘 内	岡山大学医学部 香川大学医学部	7月 24日～8月 24日



室堂ターミナル屋上での山岳遭難防止キャンペーン

## 9 富山県登山届出条例に基づく登山届について

昭和 38 年 1 月、薬師岳において大学山岳部のパーティー 13 人全員が遭難死したことを一つの契機にして、昭和 41 年に「富山県登山届出条例」が制定された。その後、昭和 44 年に届出内容の追加・特別危険地区設定等、条例の一部改正、昭和 62 年に条例に基づく勧告基準の一部改正、平成 16 年に登山届出様式の改正が行われ、さらに令和元年から、(公社)日本山岳ガイド協会が運営する登山届受理システム「コンパス」を経由しての提出が可能となり、現在に至っている。

この条例の目的は、冬季の劔岳及び周辺山域という、非常に厳しい環境下で登山を行なおうとする者に登山届提出義務を課すことで、慎重な計画の立案や行動を促すとともに、届出内容の不備に対しては、適切な勧告等を行ない、山岳遭難を未然に防止するというものである。今日では、積雪期の劔岳を目指す登山者に定着し、遭難防止に大きな役割を果たしている。

条例施行から半世紀が経過し、登山を取り巻く社会情勢も施行当時から大きく変化している。今後とも、本条例に基づく登山届が、登山者自身の遭難防止に関する自覚を促し、安全登山意識の向上に資することを期待する。

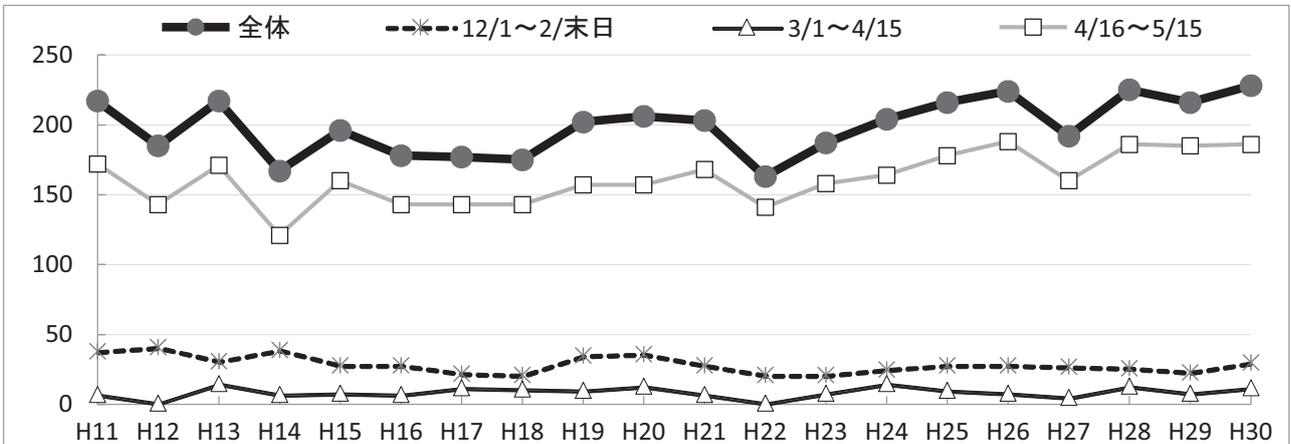
### 「富山県登山届出条例」の概要

- |         |                            |
|---------|----------------------------|
| 1 施行年月日 | 昭和 41 年 3 月 26 日           |
| 2 適用期間  | 毎年 12 月 1 日から翌年 5 月 15 日まで |
| 3 適用区域  | 劔岳周辺の山岳地帯（危険地区）            |
| 4 目的・趣旨 | (1) 山岳遭難の防止<br>(2) 遭難時の対策  |

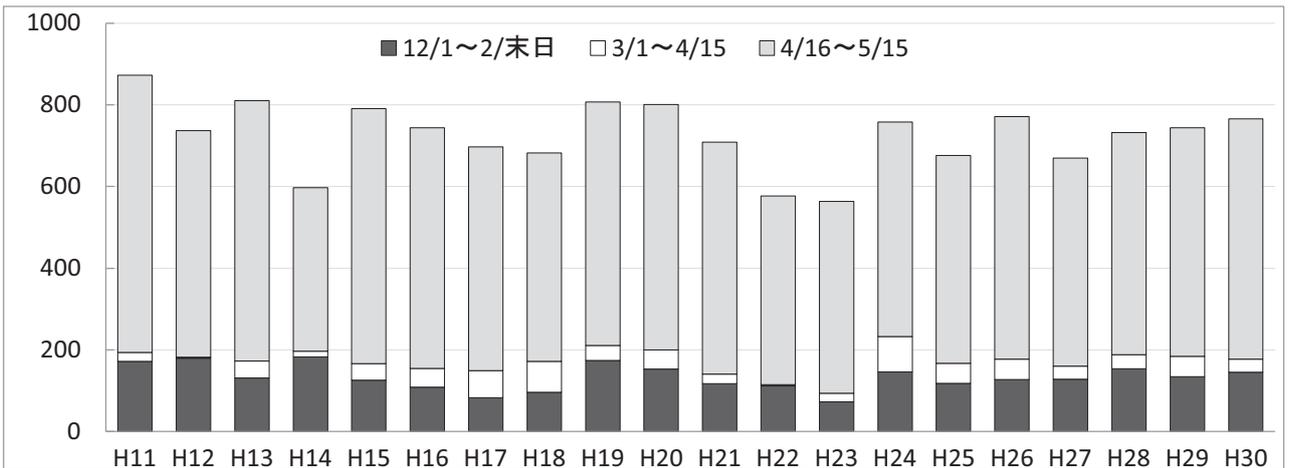
## (1) 過去 20 年間の届出状況

平成 30 年度は、届出件数・人数ともに前年を上回り、件数については平成 11 年度以降最多となった。近年は 200 件 700 人前後で推移しており大きな変動はない。特に年末年始とゴールデンウィーク期間中に届出が集中している。

◎ 届出件数



◎ 人数



年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
冬山	件数	38	41	31	39	28	28	22	21	35	36	28	21	21	25	28	28	27	26	23	30
	人数	172	180	131	183	126	109	83	96	174	153	117	112	73	146	118	127	128	154	134	145
春山前期	件数	7	1	15	7	8	7	12	11	10	13	7	1	8	15	10	8	5	13	8	12
	人数	22	2	42	14	40	46	66	76	37	47	24	3	21	87	49	50	32	34	50	32
春山後期	件数	172	143	171	121	160	143	143	157	157	168	141	158	164	178	188	160	186	185	186	
	人数	679	555	637	400	625	589	548	510	596	601	568	462	470	525	509	594	510	544	560	589
合計	件数	217	185	217	167	196	178	177	175	202	206	203	163	187	204	216	224	192	225	216	228
	人数	873	737	810	597	791	744	697	682	807	801	709	577	564	758	676	771	670	732	744	766

※ ~平成20年: 冬山(12/1~2/15)、春山前半(3/1~4/15)、春山後半(4/16~5/15)

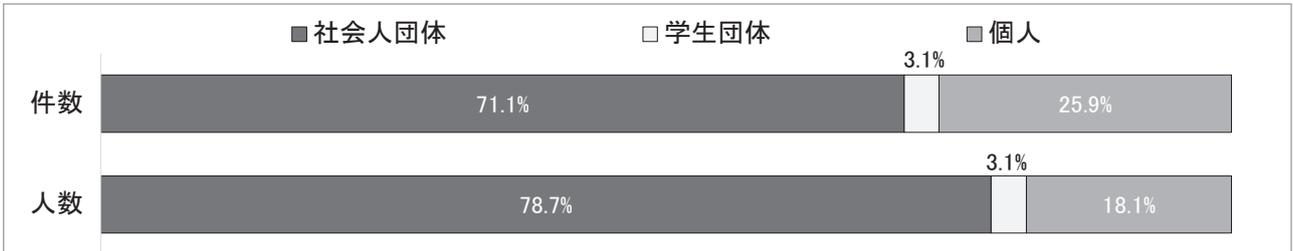
※ 平成21年~: 冬山(12/1~2/末日)、春山前半(3/1~4/15)、春山後半(4/16~5/15)

## (2) 平成30年度（平成30年12月1日～令和元年5月15日）届出状況

### ① 団体別・年齢別・男女別

件数・人数共に、社会人団体所属が最多であり、40歳～50歳代のいわゆる中高年層の占める割合が大きい。男女別では、男性が約77%であった。

#### <団体別件数（パーティー数）及び人数の構成率>



#### <年齢別構成率>



#### <男女別構成率>



### ② 居住地別

東京都が最多で、以下、神奈川、富山、大阪、長野、愛知と続く。地域別比率では、関東が43%を占めている。

#### <都道府県別件数>



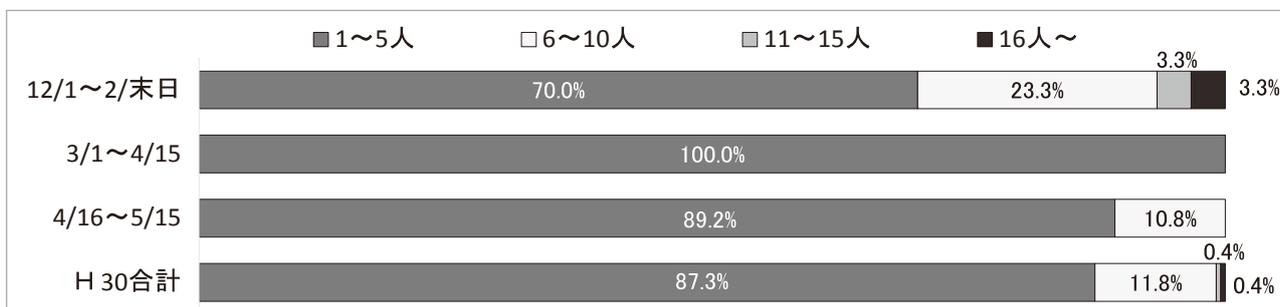
#### <地域別構成率>



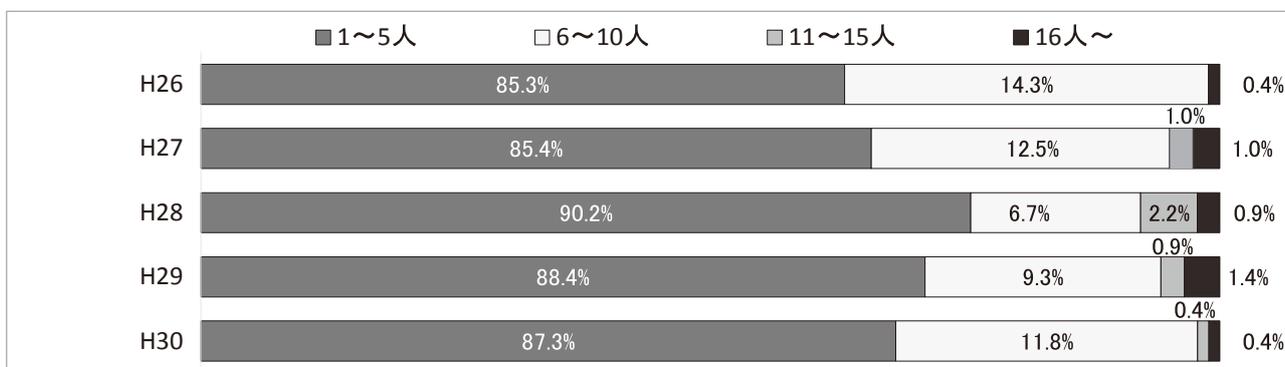
### ③ 構成人数別

全体の約 87%が 5 人以下のパーティーであり、1 パーティー当たりの平均人数は約 3.4 人である。平成 2 年度の平均人数 4.9 人と比較して、少人数化が進んでいる。

#### <登山届の構成人数別構成率>



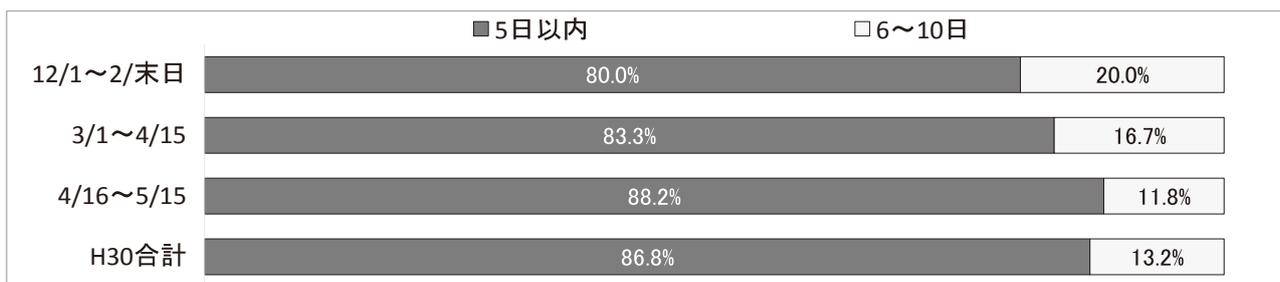
#### <過去 5 年間の比率>



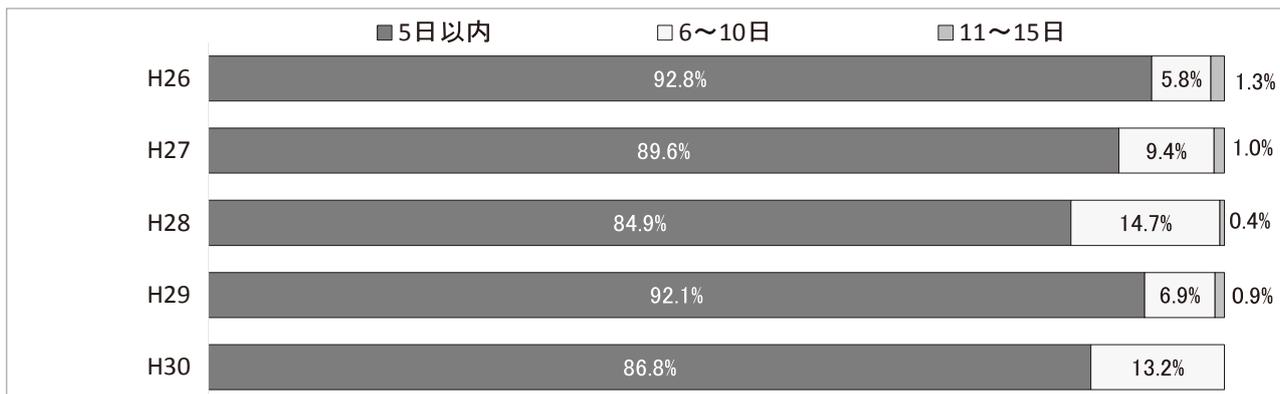
### ④ 登山日数別

全体の約 87%が 5 日以内の登山である。(予備日を除く)

#### <登山届の登山日数別構成率>



#### <過去 5 年間の比率>

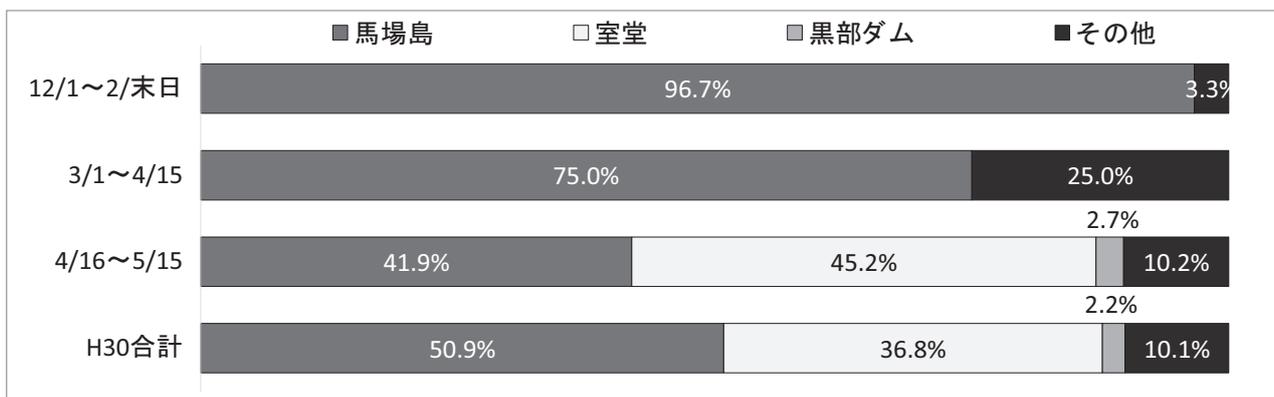


### ⑤ 登山コース別

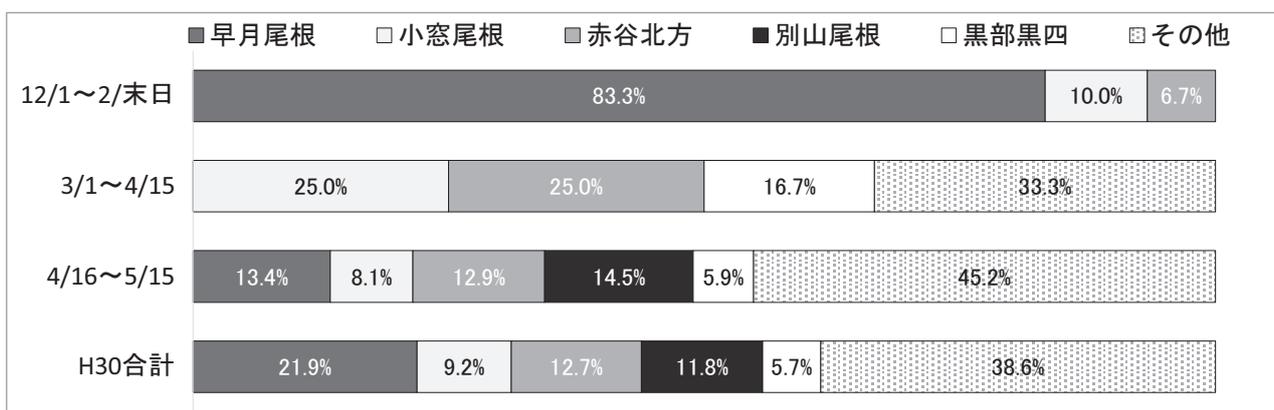
室堂及び馬場島が、主な入下山口になっている。特に年末年始を含む12/1～2/末期は、届出のほとんどが馬場島からの早月尾根の往復である。

登山コース「その他」には、八ツ峰や源次郎尾根、長次郎谷、黒部横断等のいわゆるバリエーションルートや、アルペンルート開通後の山岳スキー等が含まれ、その合計は全体の約39%を占める。

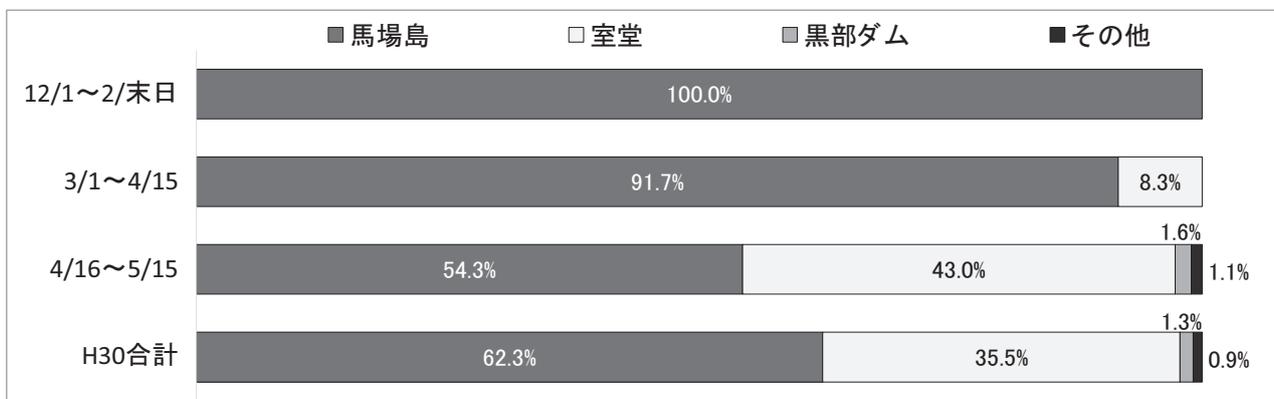
#### <入山口別構成率>



#### <登山コース別構成率>



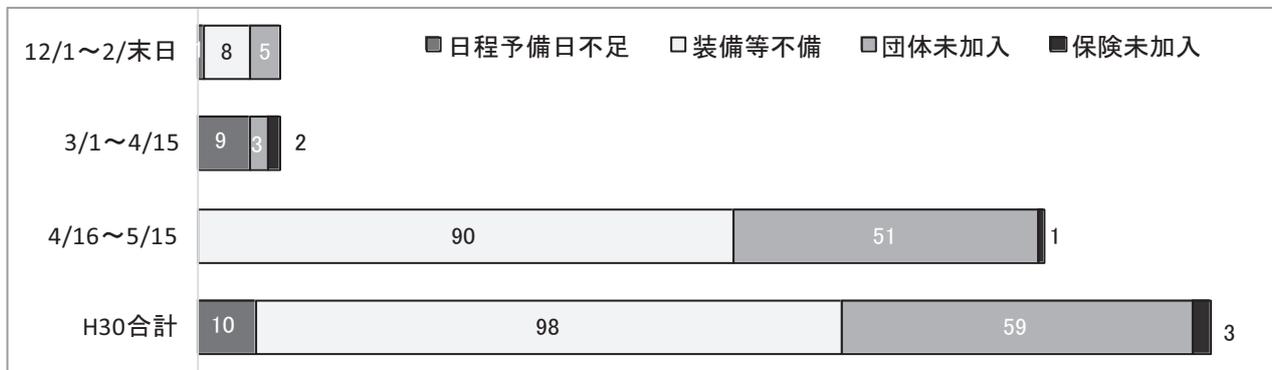
#### <下山口別構成率>



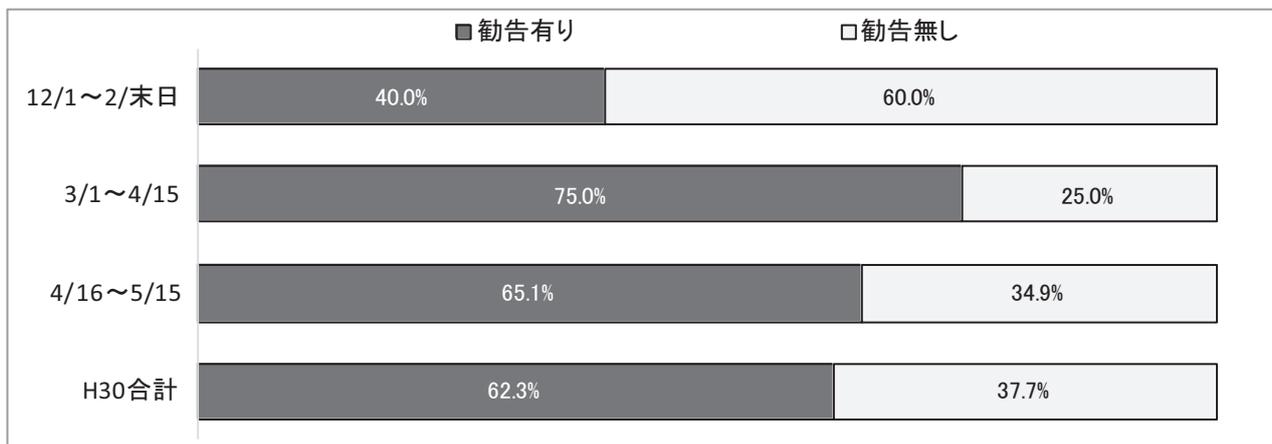
## ⑥ 勧告状況

勧告内容は装備等不足が最多であり、特に、雪崩ビーコン、ショベル、プローブといった雪崩対策装備の不足が多く認められた。期間中の全届出数に対する勧告件数の割合は、約62%であった。

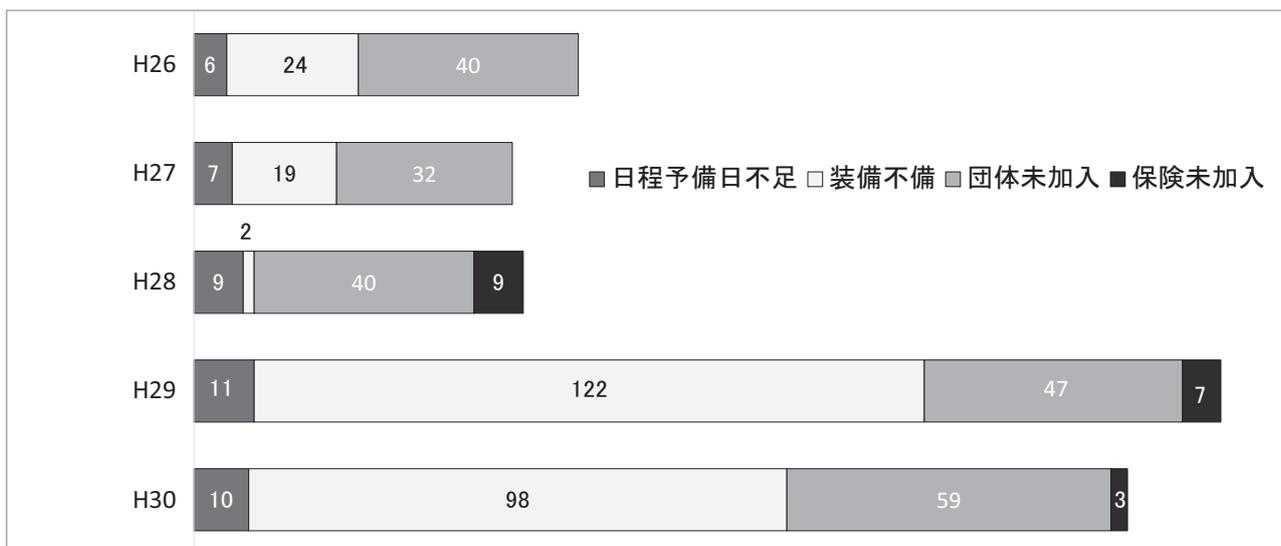
<勧告件数> ※1件の届出に対して、複数の勧告を行った場合がある



<勧告件数の比率>



<過去5年間の勧告件数>



### (3) 富山県登山届出条例等

#### ① 富山県登山届出条例

昭和41年3月26日

富山県条例第22号

改正 昭和44年2月17日条例第1号 昭和44年10月6日条例第40号

平成4年3月27日条例第1号 平成15年12月18日条例第55号

(目的)

第1条 この条例は、富山県の区域内にある山岳のうち、特に危険な地区及び期間に登山しようとする者に対し、登山届を提出させることにより、山岳遭難の防止及び遭難時の対策に資することを目的とする。

(昭44条例40・一部改正)

(定義)

第1条の2 この条例において「危険地区」とは、別表第1に掲げる地区をいう。

2 この条例において「特別危険地区」とは、危険地区のうち別表第2に掲げる地区をいう。

3 この条例において「登山」とは、12月1日から翌年5月15日までの間に危険地区に立ち入ることをいう。

4 この条例において「登山者」とは、登山する者をいう。

(昭44条例40・追加)

(登山者の心構え)

第2条 登山者は、適正な登山計画を作成し、その計画に基づいて装備、食糧等を整え、登山しなければならない。

(特別危険地区に対する登山者の心構え)

第3条 登山者は、12月1日から翌年4月15日までの間は、特別危険地区に立ち入らないように努めなければならない。

(昭44条例40・全改)

(登山届の提出)

第4条 登山者は、次の各号に掲げる事項を記載した登山届を知事に提出しなければならない。この場合において、登山者が集団で登山するときは、代表者が提出することができる。

(1) 住所、氏名、性別及び年齢

(2) 登山歴(山岳団体に所属している登山者にあつては、登山歴についての当該山岳団体の代表者の確認のあるもの)

(3) 行程及び日程

(4) 日程中の行動の概要

(5) 装備及び食糧

(6) 緊急時における連絡先

(7) 緊急時の救助体制

(8) 山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入又は未加入の別

2 前項の届出は、登山する日の20日前までにしなければならない。

3 登山者は、登山前に第1項の登山届の記載事項を変更したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

4 遭難救助に従事する者その他知事が特に認める者については、第2項の規定は、適用しない。

(昭44条例40・一部改正)

(登山届済書の交付)

第5条 知事は、前条第1項の規定により提出された登山届を受理したときは、登山届済書(以下「届済書」という。)を登山者に交付するものとする。

2 知事は、登山届の内容が不相当と認めたときは、届済書を交付する前に、登山者に必要な勧告をすることができる。

(届済書の提示)

第6条 登山者は、常に届済書を携行し、知事の指定する登山指導員(以下「指導員」という。)からその提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 指導員は、登山者の装備等が届済書の記載事項と相違すると認めたときは、必要な勧告をすることができる。

3 指導員は、前2項の規定により、届済書の提示を求め、又は必要な勧告をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(審議会の設置)

第7条 第5条第2項に規定する知事の勧告の基準その他必要な事項を調査審議するため、富山県山岳遭難防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭44条例40・一部改正)

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査研究するため、必要があるときは、臨時の委員を置くことができる。

3 委員及び臨時の委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(昭44条例1・一部改正)

(会長)

第9条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時の委員は、特別の調査研究が終了したときは、解任するものとする。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 登山届を提出しないで登山をした者

(2) 虚偽の登山届を提出して登山をした者

(3) 第6条の届済書の提示を拒んだ登山者

(昭44条例40・平4条例1・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭44条例40・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第1号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

別表第1

(昭44条例40・追加)

劔岳及び早月尾根を中心とした区域で、馬場島からブナクラ乗越に至る白萩川及びブナクラ谷、ブナクラ乗越から赤谷山、白萩山、赤ハゲ、白ハゲ及び池平山を経て仙人山に至るりよう線、北股、劔沢、武蔵谷、武蔵のコルから劔御前、別山乗越、室堂乗越、西大谷山、クズバ山を経て中山に至るりよう線並びに中山と馬場島を結ぶ線に囲まれた区域

別表第2

(昭44条例40・追加)

1 東大谷を中心とした区域で、東大谷出合、左尾根、早月尾根2,600、早月尾根、別山尾根及び右尾根に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域を除く。)

2 池の谷を中心とした区域で、池の谷出合、小窓尾根、三の窓、池の谷乗越、劔岳、早月尾根及び早月尾根1,920に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域及び劔尾根両側50メートル以内の区域を除く。)

## ② 富山県登山届出条例施行規則

昭和44年11月1日

富山県規則第55号

改正 平成4年4月30日規則第34号 平成11年3月26日規則第4号

平成13年1月5日規則第2号 平成16年11月8日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県登山届出条例(昭和41年富山県条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。  
(登山届の様式)

第2条 条例第4条第1号に規定する登山届は、登山届(様式第1号)によるものとする。

(勧告の基準)

第3条 条例第5条第2項の規定により行なう知事の勧告は、次に掲げる事項を検討して行なうものとする。

(1) 技術経験に関する基準

12月1日から翌年5月15日まで(以下「積雪期」という。)の登山者の危険地区における登山経験、積雪期における危険地区と同程度の危険性があると認められる山岳における登山経験その他の登山経験の有無による登山技術上の危険性の有無及びパーティーの構成の適否

(2) 行程及び日程に関する基準

行程における登山コース、日程の余裕等の判断による登山計画の適否

(3) 装備等に関する基準

パーティーの構成、行程、登山の方法等に対する装備及び食料の適否

(4) 緊急時の対策に関する基準

緊急時に必要とするトランシーバー等の携行の有無及び山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入の有無による緊急時の対策の適否

(登山指導員の証票)

第4条 条例第6条第3項に規定する指導員の身分を示す証票は、「登山指導員の証票(様式第2号)」によるものとする。

(登山届を登山する20日前までにしなくてもよい者)

第5条 条例第4条第4項に規定するその他知事が特に認める者とは、森林管理署の職員、電力会社の職員その他これに類する者で、業務に従事するため危険地区に立ち入る者とする。

## ③ 勧告の基準

昭和41年9月16日

改正 昭和42年2月25日 昭和44年8月1日 昭和62年12月9日

条例第5条第2項の規定により、知事が行う勧告の基準は次のとおりとする。

(1) 12月1日から4月15日まで

ア 単独登山に対しては、中止を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、原則としての2分の1以上の積雪期登山の経験者で構成され、且つリーダーは積雪期登山経験の豊富な者を求める。

ウ 特別危険地区に登山することを計画した届出は、中止又はコースの変更を求める。

エ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

なお、予備日は、12月1日から2月末日までは少なくとも7日以上、3月1日から4月15日までは少なくとも5日以上を求める。

オ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断し、装備及び食糧が積雪期登山に対しあきらかに不備とみとめられる場合は、再検討及び必要なものための携行を求める。

カ パーティー間及び基地との連絡のため、とくにトランシーバーの携行を求める。

〔昭和44年8月1日・一部改正及び追加〕  
〔昭和62年12月9日・一部改正〕

(2) 4月16日から5月15日まで

ア 積雪期登山の経験、コース及び日程等から判断して、明らかに危険とみなされる単独登山者については、中止又は計画の変更を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、できるだけ多くの積雪期登山の経験者を求める。

ウ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

昭和42年2月25日・追加

昭和44年8月1日・追加

昭和62年12月9日・一部改正

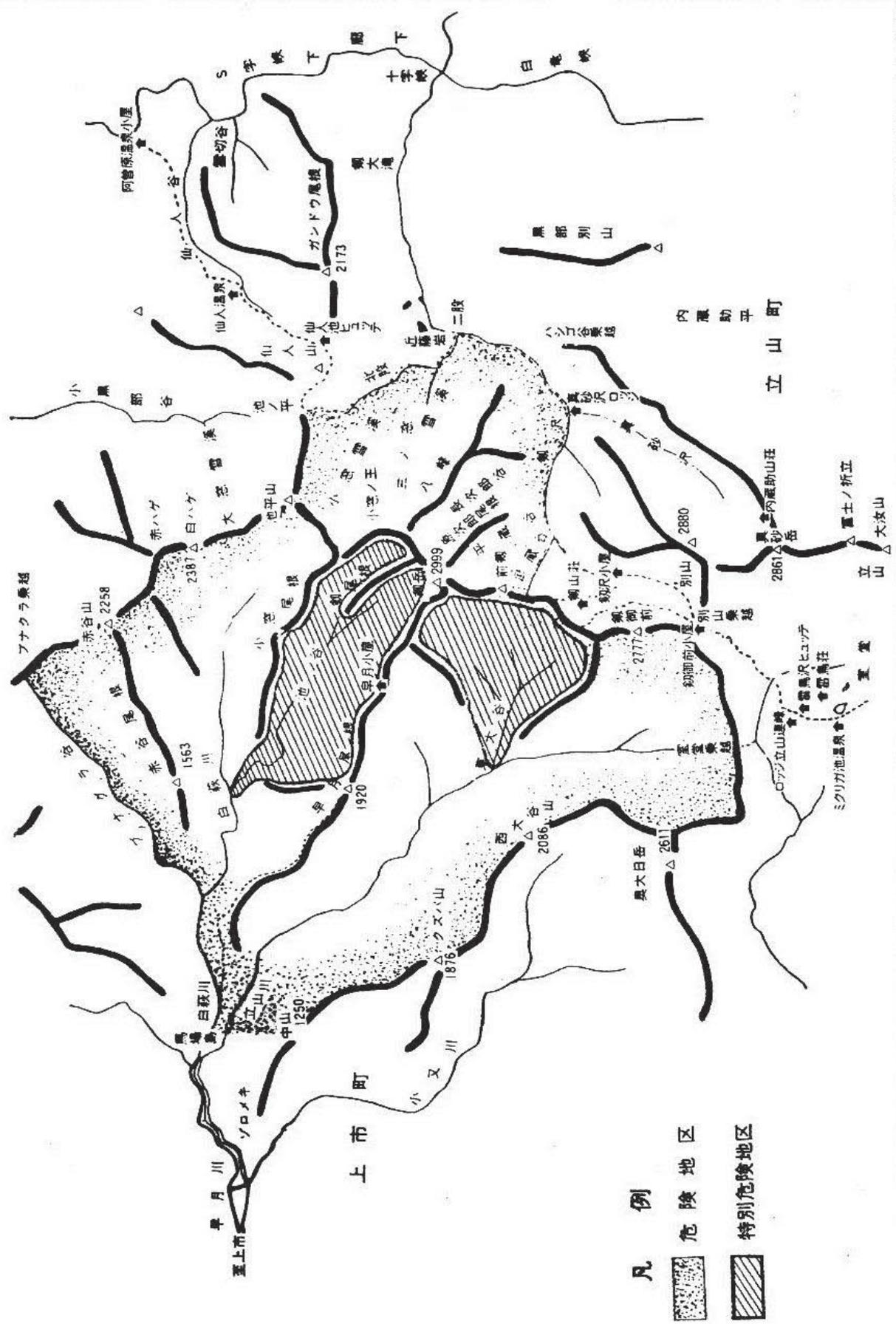
(3) その他

ア 山岳団体に所属していない者については、既存の山岳団体に加入するか、又は新たに山岳団体を組織するよう勧奨する。

イ 山岳遭難捜索費用に充てるための保険に加入していない者については加入するよう勧奨する。

(昭和44年8月1日・追加)

# ④ 危険地区及び特別危険地区



⑤ 登山届様式

登 山 届

令和 年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住 所 〒

氏 名

電話番号

富山県登山届出条例第4条第1項の規定により、次のとおり登山届を提出します。

パーティーの名称		
登山者の住所、氏名、性別、年齢及び登山歴		別紙のとおり
登 山 期 間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (予備日 日を含む。)
行 程		
日程及び行動の概要	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	

装 備 及 び 食 糧	テント	型	人用	張	
		型	人用	張	
	ツェルト		人用	張	
	ザイル		メートル	本	
			メートル	本	
	スコップ			丁	
	スノーソー			丁	
	ラジオ			台	
	アイゼン			組	
	輪かんじき(スノーシュー)			組	
	ビーコン			個	
	通 信 機 器	トランシーバー		台	メガヘルツ
		アマチュア無線機		台	メガヘルツ
		携帯電話	台	電話番号	
燃 料					
食 糧 (非常食を除く。)				日分	
非 常 食				食分	
そ の 他					
緊 急 時 の 連 絡 先	住 所				
	氏 名				
	電話番号				
緊 急 時 の 救 助 体 制	救助する者の代表者	住 所			
		氏 名			
		電話番号			
	救助する者の人数				人
山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入	有	保険会社等の名称		無	
摘 要					
※					
※ 受 理	※ 令和	年	月	日	
	※ 自 第	号			

備考

- 1 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入すること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。

分担	住所	氏名	性別	年齢	登山歴（主に積雪期）			リーダー経験
					年月	日数	山名	
リーダー					年 月	日		回
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		

分担	住所	氏名	性別	年齢	登山歴（主に積雪期）			リーダー経験
					年月	日数	山名	
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		

上記の登山者の登山歴について、確認します。

令和 年 月 日

富山県知事 殿

山岳団体 所在地  
 名称  
 代表者氏名  
 電話番号

備考 登山者の登山歴についての確認は、当該登山者が山岳団体に所属している場合に、当該山岳団体の代表者から受けること。

## 10 立山室堂地区における山岳スキー等の遭難防止対策について

平成 25 年 11 月に立山連峰の真砂岳で発生し、死者 7 人を出した雪崩事故を受け、平成 26 年 4 月に「富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱」が施行された。以後、対象期間中（4 月、5 月、11 月）に立山室堂地区へ入山する登山者やスキーヤー等に対して、以下の遭難防止に関する取り組みを継続している。

令和元年は、G.W. 期間中の大型連休の影響等により、入山届件数・人数ともに過去最多となった。

### (1) 入山届の受理

- ・ 室堂ターミナル内の入山安全相談窓口と立山駅の臨時窓口に入山指導員を常駐させ、入山届の受理及び安全指導を行った。
- ・ オンライン登山届「コンパス」のシステム改修を行い、令和元年から「コンパス」での入山届提出が可能になった。

### (2) 適切な情報発信と現地指導の強化

- ・ 室堂周辺における気象情報及び雪崩情報、その他入山に際し注意が必要な情報等を提供した(専用ホームページにも掲載)。
- ・ 立山地区雪崩安全対策研究会が、雪崩情報の発信に関する検討を行った。

### (3) ビーコン等必要装備携行の指導及びビーコン不携帯者への貸出（有償）

### (4) 山岳保険加入の推奨

#### 「富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱」の概要

- 1 施行年月日 平成 26 年 4 月 16 日
- 2 適用期間 4 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 11 月 1 日から同月 30 日までの期間のうち、毎年度知事が定める期間
- 3 適用区域 立山室堂地区

#### <入山届の受理状況及び雪崩ビーコン貸出台数>

期 間		4/中(適用 開始)~GW 前	GW中※	GW 後 ~5/31	春山小計	11 月	合 計
令和 元年	件 数	575	1,120	976	2,671	941	3,612
	人 数	1,592	2,629	1,983	6,204	1,862	8,066
	ビーコン貸出	9	80	4	93	3	96
平成 30 年	件 数	633	870	758	2,261	592	2,853
	人 数	1,455	1,902	1,667	5,024	1,258	6,282
	ビーコン貸出	12	19	7	38	3	41
平成 29 年	件 数	689	884	813	2,386	604	2,990
	人 数	1,570	1,975	2,096	5,641	1,533	7,174
	ビーコン貸出	13	60	0	73	4	77
平成 28 年	件 数	526	782	584	1,892	504	2,396
	人 数	1,349	1,874	1,365	4,588	1,161	5,749
	ビーコン貸出	18	11	3	32	5	37
平成 27 年	件 数	682	764	602	2,048	300	2,348
	人 数	1,517	1,725	1,489	4,731	764	5,495
	ビーコン貸出	25	21	0	46	1	47

※ ゴールデンウィークは、原則 4 月 29 日から 5 月 7 日までの期間とする。  
ただし、期間前後が週末の場合などは、期間を若干延長して計上する。

## (1) 富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱（平成26年富山県告示第225号）

（目的）

第1条 この要綱は、立山室堂地区において山岳スキー、スノーボード、登山等（次条第2項及び第3条第3項において「山岳スキー等」という。）を行う者の入山届の提出その他安全の確保に関し必要な事項を定めることにより、山岳遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「立山室堂地区」とは、別表第1項に規定する区域をいう。

2 この要綱において「入山」とは、4月1日から5月31日まで及び11月1日から同月30日までの期間のうち、毎年度知事が定める期間において、山岳スキー等を行うために、室堂ターミナルを経て立山室堂地区（別表第2項に規定する区域を除く。）に立ち入ることをいう。

3 この要綱において「入山者」とは、入山をする者（当該入山について、富山県登山届出条例（昭和41年富山県条例第22号）第4条第1項の規定による登山届を提出した者を除く。）をいう。

（入山届の提出）

第3条 入山者は、次に掲げる事項を記載した入山届（別記様式）を知事に提出するものとする。

(1) 住所、氏名、性別及び年齢

(2) 入山の目的

(3) 緊急時における連絡先

(4) 雪崩ビーコン（雪崩に埋まった人の位置を探知するために電波を発信し、及び受信する機能を有する機器をいう。以下同じ。）その他の装備の携帯の有無

(5) 山岳保険（山岳遭難捜索費用に充てるための保険をいう。以下同じ。）の加入又は未加入の別

(6) 行程及び日程

(7) 日程中の行動の概要及び宿泊先

(8) その他知事が定める事項

2 前項の入山届は、入山者が集団で行動する場合は、代表者が提出することができる。

3 第1項の規定による入山届の提出は、山岳スキー等を行う前に、室堂ターミナル内において行うものとする。

4 知事は、第1項の入山届に記載された情報を警察その他救助、山岳遭難の防止又は遭難者の救助若しくは医療のために医療等に関係する者に対し、必要な限度で提供することができる。

（入山者の遵守事項）

第4条 入山者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 雪崩、滑落、天候の急変その他山岳遭難の危険を予防するため、自己及び他の入山者の安全に十分に配慮して行動すること。

(2) 雪崩ビーコンその他の適切な装備を携帯すること。

(3) 次条第1項の入山指導員又は警察官が山岳遭難の防止を図るために行う指導及び助言を尊重すること。

(4) 特段の事情のない限り、山岳保険に加入すること。

(入山指導員)

第5条 知事は、登山に関し知識及び経験を有する者のうちから、入山指導員を委嘱する。

2 入山指導員は、第3条第1項の規定により提出された入山届の記載内容を確認するとともに、入山者に対し、その遭難の防止を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(山岳遭難対策協議会等との連携)

第6条 県は、国の機関、市町村、警察、交通事業者、宿泊施設関係者その他山岳関係団体等（次項において「関係機関等」という。）と連携して、入山者の遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助を図るものとする。

2 県は、関係機関等及び県の関係部局で組織する富山県山岳遭難対策協議会が行う次の事業を支援するものとする。

(1) 立山室堂地区の気象、雪崩等に関する情報の提供

(2) 入山者に対する雪崩ビーコンの携帯の指導及び貸出し

(3) 山岳保険の加入の推奨その他入山者に対する指導及び助言

附 則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

別表（第2条関係）

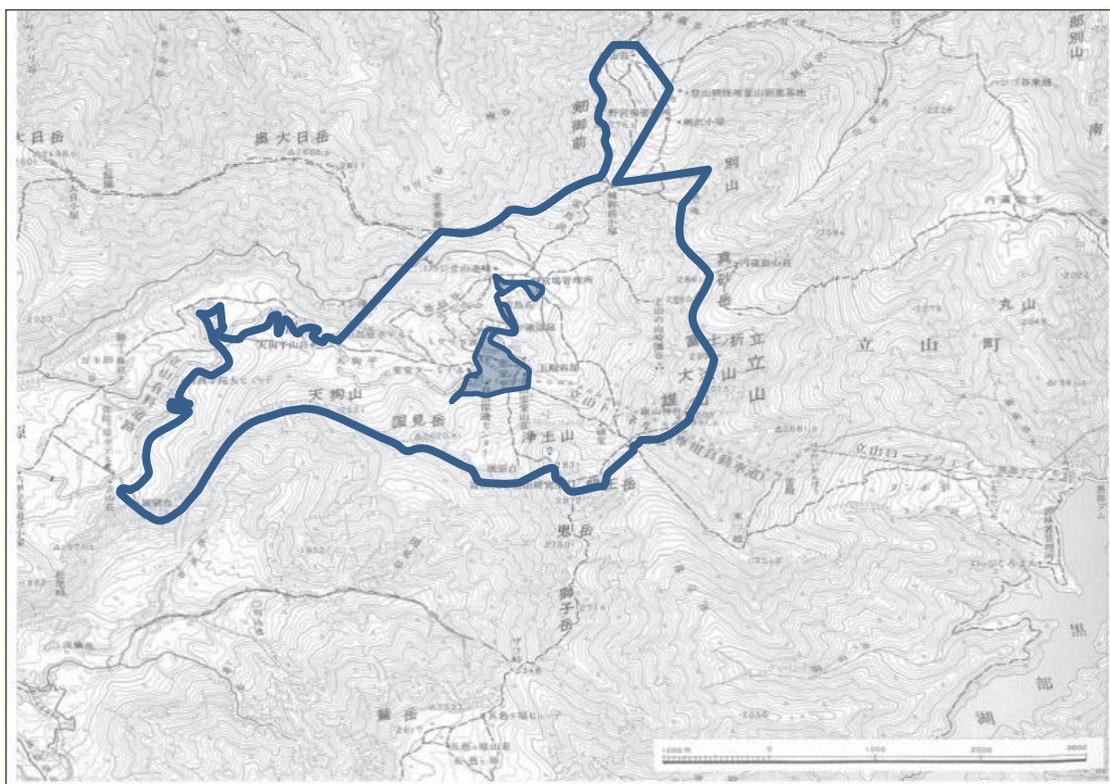
1 立山室堂地区

浄土山から稜線を南東進し龍王岳に至り、同地から稜線を北東進し一ノ越を経て雄山に至り、同地から稜線を北進し大汝山、富士の折立、真砂岳を経て別山に至り、同地から西進し劔御前小舎に至り、同地から北進し劔澤小屋を経て劔山荘に至り、同地から西進し劔御前北方の稜線との交点に至り、同地から稜線を南進し劔御前小舎前に至り、同地から稜線を西進し室堂乗越に至り、同地から南西進し立山高原ホテルに至り、同地から車道を西進し富山県立山荘に至り、同地から南東進しカルデラ展望台に至り、同地から稜線を東進し天狗山、国見岳、室堂山展望台を経て浄土山に至る線で囲まれた一円の区域（下図の太線で囲まれた区域）

2 立入りが「入山」とならない区域

室堂ターミナル（駐車場を含む。）、富山県立山センターその他の室堂平又は雷鳥沢に所在する建物及びそれらの敷地又は野営場、これらの施設を結ぶ歩道（雪上の経路を含む。以下同じ。）、室堂ターミナルから雪の大谷に至る歩道並びに車道の区域（下図の塗りつぶしの区域）

図



## (2) 入山届様式

別記様式（第3条関係）

入 山 届

年 月 日

富山県知事 殿

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱第3条第1項の規定により、次のとおり入山届を提出します。

また、その内容を警察その他遭難者の救助、医療等に関係する者に対し、必要な限度で情報提供することを承諾します。

グループ名、 入山者を代表する者の住所、氏名、性別、年齢及び携帯電話番号、緊急時の連絡先、装備並びに山岳保険加入の有無	グループ名	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
	住所		
	氏名 男・女 ( 歳)	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ( )
	携帯電話番号		
緊急時連絡先（電話番号 氏名 本人との関係		無	
入山の目的 (該当するものに○)	スキー・スノーボード・登山・写真撮影・その他 ( )		
入山期間	年 月 日から 月 日まで		
行程			
日程及び行動の概要	行動日	当日の行動の概要	宿泊先
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

備考

- 1 タンゴ平、内蔵助カール、御山谷等の立山室堂地区外の区域においてスキー、スノーボード、登山等をされる場合も、帰路につくまでの全行程について記入してください。
- 2 緊急時連絡先は、入山者以外で連絡がとれる人の氏名及び連絡先を記入してください。
- 3 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入してください。

グループの場合、代表者以外の入山者については、各自が下記に記入してください。

住所	氏名 男・女 ( 歳)	装備 (携帯しているものに○)	山岳保険の加入
携帯電話番号		雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ( )
緊急時連絡先 (電話番号 )	氏名 本人との関係		無
住所		装備 (携帯しているものに○)	山岳保険の加入
携帯電話番号	氏名 男・女 ( 歳)	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ( )
緊急時連絡先 (電話番号 )	氏名 本人との関係		無
住所		装備 (携帯しているものに○)	山岳保険の加入
携帯電話番号	氏名 男・女 ( 歳)	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ( )
緊急時連絡先 (電話番号 )	氏名 本人との関係		無
住所		装備 (携帯しているものに○)	山岳保険の加入
携帯電話番号	氏名 男・女 ( 歳)	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ( )
緊急時連絡先 (電話番号 )	氏名 本人との関係		無

行動予定場所を图示してください。



## 1.1 遭難防止対策等推進状況

平成31年1月から令和元年12月に実施した遭難防止対策等の事業は、次のとおりである。  
(以下、遭難対策協議会を「遭対協」という。)

月	項目	内容
1月	冬山遭難防止活動の推進 (12月23日～1月6日)	登山指導員及び山岳警備隊員が馬場島において、遭難防止活動を実施 【防止対策部・救助部】
	冬山遭難救助ミニ訓練の実施 (24日～28日)	山岳警備隊員24人が5班に分かれて剣岳及び五龍岳一帯において遭難救助訓練を実施 【救助部】
2月	合同遭難救助訓練の実施 (22日)	立山・剣岳方面遭対協救助隊員19人と山岳警備隊員13人が合同で、山野スポーツセンターにおいて遭難救助訓練を実施 【救助部】
	積雪期山岳遭難救助訓練の実施 (27日～3月8日)	山岳警備隊員24人が3班に分かれて剣岳、赤谷山一帯において遭難救助訓練を実施 【救助部】
3月	合同遭難救助訓練の実施 (9日～10日)	朝日岳方面遭対協救助隊員10人及び山岳警備隊員3人が合同で、南保富士周辺において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	「山巔」の発刊 (15日)	県遭対協が山岳遭難防止活動に関する白書「山巔」800部を関係機関に配布
	立山地区雪崩安全対策研究会の開催 (15日)	雪氷学者、山岳ガイド等の有識者による研究会を開催し立山室堂地区での雪崩安全対策について協議 【防止対策部】
	室堂平周辺積雪期利用適正化協議会の開催 (20日)	室堂平周辺積雪期利用適正化協議会を開催、山小屋、交通機関、山岳関係者と遭難防止対策を協議
	春山情報の提供 (31日)	春山情報第1号を提供 【救助部】
4月	国立登山研修所主催研修会の開催を周知 (1日)	県内の公立小中学校、県立学校等に対し、登山研修所主催研修会を通知し参加を促す 【防止指導部】
	山岳遭難救助訓練の実施 (9日)	山岳警備隊員28人が、国立登山研修所において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	朝日岳方面遭対協総会の開催 (10日)	朝日岳方面遭対協が、朝日町役場において総会を開催
	登山指導員の配置 (15日)	立山黒部アルペンルートの全線開通に伴い、立山室堂に登山指導員を配置 【防止対策部】
	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業実施 (15日～5月31日)	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱により、室堂ターミナル内に「入山安全相談窓口」を設置し、入山指導員を常駐させて入山届受理と入山指導を実施 【防止対策部】
	中学校、高等学校における運動部活動の事故防止指導の実施 (16日)	県内の小・中・高校・特別支援学校に対し、「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について」に基づく事故防止指導を実施 【防止指導部】
	春山情報の提供 (26日)	春山情報第2号を提供 【救助部】
	春山遭難防止活動及び救助活動の推進 (28日～5月6日)	連休期間中、各方面遭対協、山小屋、交通機関等の関係者と連携し、遭難防止活動及び救助活動を実施
5月	登山指導員の配置 (3日～6日)	馬場島に登山指導員を配置 【防止対策部】
	国立登山研修所主催研修会の開催を周知 (8日)	県内の公立小中学校、県立学校等に対し、登山研修所主催研修会を通知し参加を促す 【防止指導部】

5月	学校における集団登山の事故防止指導の実施 (13日)	県内の小・中・高校・特別支援学校に対し、「学校における安全な集団登山の実施について」に基づく事故防止指導を実施 【防止指導部】
	宇奈月方面遭対協総会の開催 (21日)	宇奈月方面遭対協が、宇奈月友学館において総会を開催
	学校登山における登山用ヘルメット着用の指導 (23日)	県内の公立小中学校、県立学校等に対し、学校登山におけるヘルメット着用の指導を実施 【防止指導部】
	合同遭難救助訓練の実施 (25日～26日)	朝日岳方面遭対協救助隊員等12人と山岳警備隊員3人が合同で、三峯グリーンランド及び黒菱山周辺において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	令和元年度定例総会の開催 (28日)	県遭対協が令和元年度富山県遭対協定例総会を、富山県民会館において開催
	薬師岳方面遭対協総会の開催 (30日)	薬師岳方面遭対協が、富山市大山地域市民センターにおいて総会を開催
	夏山遭難防止ポスターの作成・配布	夏山遭難防止ポスター(カレンダー)2,000部を作成し、山岳関係機関・団体等に配布 【防止対策部・救助部】
6月	入山指導員による、登山指導等の実施 (6月～10月)	4月、5月に引き続き、立山室堂において登山指導、遭難防止活動、パトロール等を実施 【防止対策部】
	合同遭難救助訓練の実施 (9日)	宇奈月方面遭対協救助隊員9人と山岳警備隊員3人が合同で、僧ヶ岳において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	集団登山引率者講習会の実施 (12日～13日、19日～20日)	幼稚園・小・中・高・特別支援学校における集団登山が安全に実施されるよう、引率する教員を対象に、登山研修所、室堂周辺及び雄山において講習会を開催 【防止指導部】
	春山遭難救助ミニ訓練の実施 (17日～21日)	山岳警備隊員25人が3班に分かれて剣岳および後立山連峰一帯において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	登山届受理システム「コンパス」の活用に関する協定締結 (24日)	(公社)日本山岳ガイド協会と富山県・県警の間で、登山届受理システム「コンパス」の活用に関する協定を締結
	夏山情報の提供 (28日)	夏山情報第1号を提供 【救助部】
	夏山遭難防止チラシを作成・配布	夏山遭難防止チラシ4,500枚を作成し、一般登山者等に配布 【防止対策部・救助部】
7月	夏山遭難防止対策の推進 (7月～8月)	夏山期間中、報道機関を通じて遭難防止の広報を実施 【防止対策部・救助部】
	学校登山用ヘルメット貸出の推進 (7月～8月)	立山センターに学校登山用ヘルメット約600個を配置し、貸出を実施 【防止対策部】
	夏山事前パトロールの実施 (5日～8日)	朝日岳方面遭対協救助隊員8人と山岳警備隊2人が合同で、白馬岳、朝日岳等の夏山事前パトロールを実施 【救助部】
	全国山岳遭難対策協議会への出席 (6日)	東京都において文部科学省、警察庁等が主催する全国山岳遭難対策協議会に出席し、遭難防止対策等を協議 【防止対策部・救助部】
	夏山事前パトロールの実施 (6日～8日)	宇奈月方面遭対協救助隊員6人と山岳警備隊員3人が合同で、唐松線及び白馬線の夏山事前パトロールを実施 【救助部】

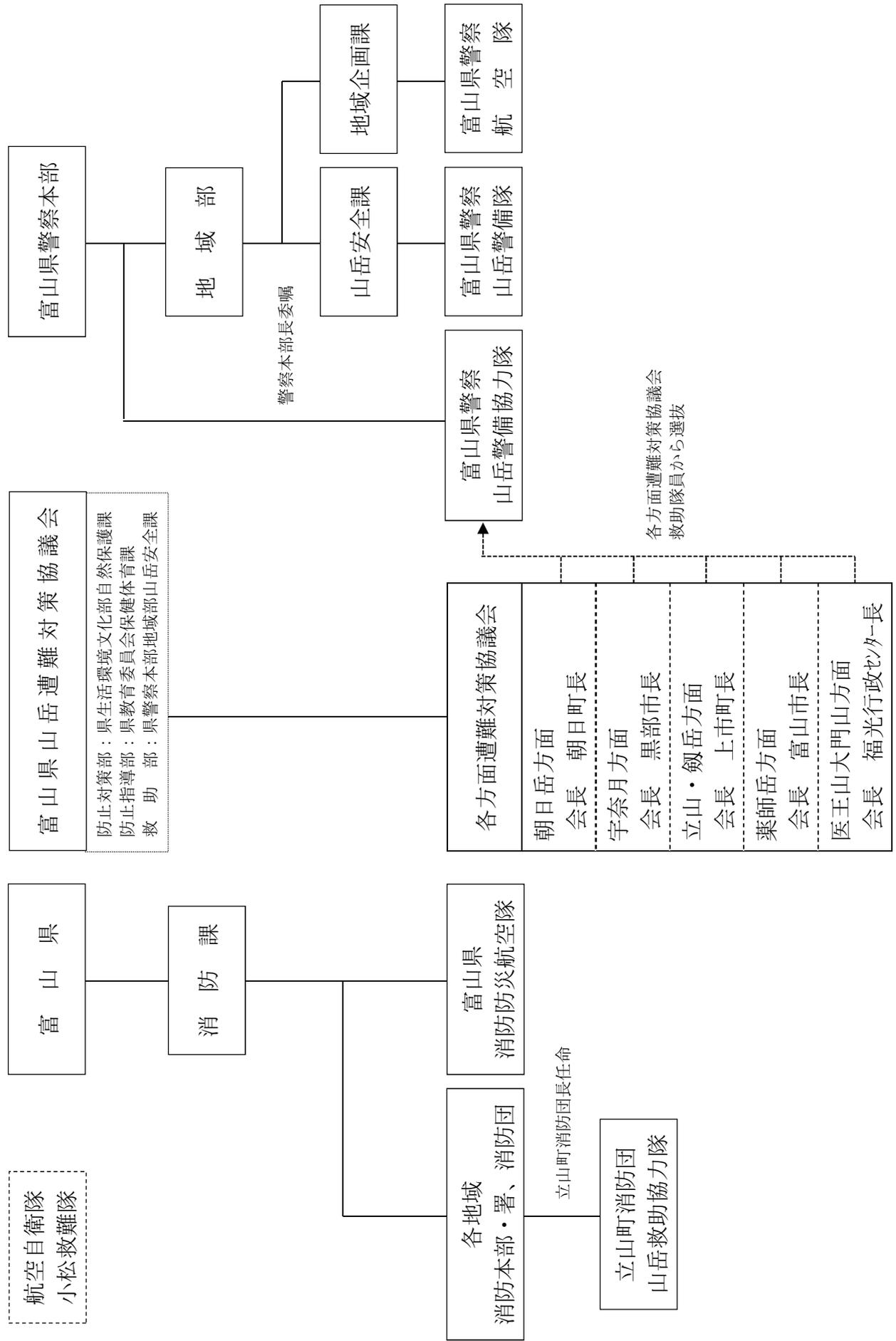
7月	夏季における児童、生徒の事故防止指導の実施（16日）	県内の小・中・高校・特別支援学校等に対し「夏季における児童生徒等の事故防止について」に基づく事故防止指導を実施 【防止指導部】
	学校に対する夏山登山事故防止指導の実施（17日）	県内の公立小中学校、県立学校等に対し、山岳遭難対策中央協議会の「夏山登山の警告」と題するパンフレットを配布し、指導を実施 【防止指導部】
	夏山遭難救助訓練の実施（17日～25日）	山岳警備隊員26人が3班に分かれて雑穀谷および劔岳一帯において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	夏山情報の提供（26日）	夏山情報第2号を提供 【救助部】
8月	北アルプス三県合同山岳遭難防止キャンペーンの実施（10日）	立山室堂において三県（長野・富山・岐阜）統一の安全登山マップを配布し、安全登山を呼び掛け 【防止指導部・防止対策部・救助部】
	登山道パトロールの実施（24日～25日）	宇奈月方面遭対協救助隊員10人と山岳警備隊員1人が合同で、仙人池線の登山道パトロールを実施 【救助部】
	秋山情報の提供（30日）	秋山情報を提供 【救助部】
9月	秋山遭難防止対策及び救助活動の推進（9月～11月）	立山・劔岳方面及び黒部峡谷阿曾原温泉小屋において登山指導及び救助活動を推進 【救助部】
	国立登山研修所主催研修会の開催を周知（4日）	県内の公立小中学校、県立学校等に対し、登山研修所主催研修会を通知し参加を促す 【防止指導部】
	立山・劔岳方面遭対協総会の開催（9日）	立山・劔岳方面遭対協が上市町役場において総会を開催
	イベントで普及啓発活動の展開（14・15日）	モンベルクラブフレンドフェア横浜において、安全登山普及啓発のためのブースを出展するとともに、ワークショップを開催 【防止対策部・救助部】
	秋山遭難救助訓練の実施（18日～26日）	山岳警備隊員27人が4班に分かれて劔岳・薬師岳一帯及び後立山連峰において遭難救助訓練を実施 【救助部】
10月	合同遭難救助訓練の実施（5日～6日）	薬師岳方面遭対協救助隊員6人と山岳警備隊員4人が合同で、赤木沢において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	国立登山研修所主催研修会の開催を周知（9日）	県内の公立小中学校、県立学校等に対し、登山研修所主催研修会を通知し参加を促す 【防止指導部】
	山岳遭難救助訓練の実施（31日）	山岳警備隊員28人が雑穀谷において遭難救助訓練を実施 【救助部】
11月	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業の実施（1日～30日）	室堂ターミナル内に「入山安全相談窓口」を設置し、入山指導員を常駐させて入山届受理と入山指導を実施 立山駅内に「臨時入山安全相談窓口」を設置し、入山指導員による入山指導を実施 【防止対策部】
	冬山遭難防止ポスターの作成・配布	冬山遭難防止ポスター（カレンダー）2,000部を作成し、山岳関係機関・団体等に配布するとともに、山小屋、駅、登山口等に掲示 【防止対策部・救助部】
	イベントで普及啓発活動の展開（2・3日）	モンベルクラブフレンドフェア大阪において、安全登山普及啓発のためのブースを出展するとともに、ワークショップを開催 【防止対策部・救助部】

11月	長野・富山・岐阜三県山岳遭難防止対策連絡会議の開催 (21日)	長野県で、長野・富山・岐阜三県山岳遭難防止対策連絡会議が開催され、遭難防止対策を協議
	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業の実施 (23日～25日)	4月、5月に続き、富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱により立山駅内に「臨時入山安全相談窓口」設置し、入山指導員による入山指導を実施 【防止対策部】
	合同救助訓練の実施 (25日)	砺波広域消防本部捜索救助隊員12人と山岳警備隊員3人が合同で遭難救助訓練を実施 【救助部】
	冬山情報の提供 (29日)	冬山情報第1号を提供 【救助部】
	登山指導員の委嘱 (29日)	登山指導員を委嘱し、打合せ会議を開催 【防止対策部】
	合同遭難救助訓練の実施 (30日～12月1日)	朝日岳方面遭対協救助隊員17人と山岳警備隊員4人が合同で、国立登山研修所において遭難救助訓練を実施 【救助部】
12月	冬山遭難防止活動の推進 (12月～2月)	各方面遭対協、山岳関係者等と連携して遭難防止活動を推進 【防止対策部・救助部】
	登山指導センターの開設 (1日)	馬場島に登山指導センターを開設 【防止対策部】
	冬山遭難救助ミニ訓練の実施 (5日～9日)	山岳警備隊員26人が5班に分かれて国立登山研修所及び大笠山(南砺市)周辺において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	学校に対する冬山登山事故防止指導の実施 (5日)	県内の市町村教育委員会、県立学校等に対し、山岳遭難対策中央協議会の「冬山登山の警告」と題するパンフレットを配布し、指導を実施 【防止指導部】
	冬季野外活動における児童、生徒の事故防止指導の実施 (6日)	県内の小・中・高校・特別支援学校等に対し「冬季野外活動における児童、生徒の事故防止について」を指導 【防止指導部】

	項目	内容
年間	安全登山指導、パトロール及び遭難救助活動の実施	救助部及び防止対策部が各部の活動拠点において、山岳警備隊員、登山指導員、入山指導員等による安全登山の指導、パトロール及び遭難救助活動を実施
	山岳情報の収集と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山岳関係者、登山者等から山岳情報を収集し、駅等に設置の掲示板等で情報を提供</li> <li>○ ホームページで山岳情報を提供し、安全登山を啓発</li> <li>○ 山小屋等に宿泊の登山者に対し安全登山講話を実施</li> <li>○ パトロール中、体力不足・装備不十分な登山者等を対象に声かけ指導を実施</li> </ul>
	登山届のチェックと安全登山指導の実施	防止対策部及び救助部が、登山届の提出者に対し、必要に応じて山岳情報の提供と安全登山指導を実施

# 1 2 富山県山岳遭難救助組織概念図

富山県山岳遭難救助組織概念図



SAN TEN

山 嶺

No.29

令和2年3月発行

発行 富山県山岳遭難対策協議会

富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部地域部山岳安全課内

TEL 076-441-2211 (内線 3911)

編集 富山県生活環境文化部自然保護課

富山県教育委員会保健体育課

富山県警察本部地域部山岳安全課